

**令和 5 年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書**

福岡市

株式会社野村総合研究所

令和 6 年 3 月

目次

第1章	実証事業の概要.....	1
1.1	背景・目的.....	1
1.2	実証事業の内容.....	2
1.3	実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス.....	4
1.4	スケジュール・実施体制.....	5
1.5	本実証に要する費用.....	7
第2章	連携するデータ項目の選定.....	8
2.1	必要なデータ項目の検討・取得可能性調査.....	8
2.2	データ項目の選定結果.....	14
第3章	困難を抱えるこども等の把握に向けた基準の検討.....	18
第4章	個人情報の適正な取扱いに係る整理.....	26
4.1	個人情報の取扱いに係る法的整理.....	26
4.2	個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点.....	32
4.3	プライバシーの保護への対応に関する主な取組み.....	34
第5章	システムの構築.....	36
5.1	システムの概要.....	36
5.2	データ連携方式（システム構成）.....	36
5.3	システム機能要件.....	37
5.4	システムを活用したアセスメント.....	39
5.5	情報へのアクセスコントロールの整理.....	39
第6章	データの準備.....	41
6.1	アナログ情報のデジタル化.....	41
6.2	データの加工.....	41
6.3	名寄せ.....	41
第7章	データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組.....	43
7.1	データを活用した絞り込みの結果.....	43
7.2	支援に向けた人による絞り込み.....	43
7.3	データ連携により把握したこども等に対する支援.....	49
第8章	事業効果の評価・分析.....	52
8.1	困難類型と関連性が推測されるデータ項目（分析結果に基づく推定）.....	52
8.2	こどもデータ連携の取組効果の分析.....	53
第9章	考察・まとめ.....	54

第1章 実証事業の概要

1.1 背景・目的

1.1.1 背景

少子高齢化、都市化、核家族化の進行などによる子育て家庭の孤立化など、こどもと子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化している。そうした中、困難を抱えるこどもやその家庭は、その実態が見えづらく、自らSOSを発信できないなど、もともと顕在化しづらいことに加え、コロナ禍の影響によりさらにそのリスクが見えにくく、捉えづらくなっており、支援が届きづらくなっている。

こうした状況に対応するため、福岡市では令和4年度に「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業（地方公共団体におけるデータ連携の実証に係る調査研究）」（デジタル庁）へ参加し、困難を抱えるこどもや家庭の早期把握を促し、適切な支援につなげていくための仕組みづくりに取り組んだ。具体的には0歳～中学校3年生までのこどもを対象とし、虐待等の困難を抱えるこどもを主なユースケースとして、福祉や教育などのこどもに関する各種情報を連携・活用するためのシステム（こどもの支援システム）の整備及び支援の必要性の見える化を図るためのデータ分析等に取り組んだ。また、当該システムを職員が行うアセスメントのサポートツールとして活用しながら、支援が必要なこどもや家庭を支援につなげるためのプッシュ型支援の取組みを試行的に進めた。

令和4年度の実証事業における取組では、困難を抱えるこどもや家庭の孤立化防止等につながった可能性があることに加え、担当職員の業務効率化・アセスメントの質向上において一定の成果が得られた。

一方で、支援が必要なこどもや家庭の早期把握・早期支援のためには、困難の要因等のさらなる検証とともに、プッシュ型支援に係る体制面の整理を行う必要がある。また、問題が表面化しづらいヤングケアラーに係るこどもの早期把握も課題とされている。

1.1.2 目的

福岡市では、こどもに関する福祉や教育などの各種情報を横断的に連携し、適切に活用することで、市民からのSOSを待つことなく、困難を抱えるこどもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげていくための仕組みづくりを目指している。

本年度末時点では、まず虐待等の困難を抱えるこどもの把握に資するためのデータ分析結果等も踏まえ、プッシュ型支援に取り組んでいる状態を目指す（取組①）。合わせて、ヤングケアラーに関しては、その把握に資するための検討（要件定義、データ項目選定等）が終わっている状態を目指す（取組②）。

1.2 実証事業の内容

取組① 虐待等の困難を抱えるこどもの早期把握・プッシュ型支援の拡充

データ分析にあたっては、令和4年度の結果も踏まえながら、対象データの選定や分析手法の検討を行う。さらに、庁内ワーキングを実施し、児童福祉等の支援現場の担当職員（以下「現場職員」という）がアセスメントを行う際の観点など、現場職員の経験や知見も十分に活用する。

プッシュ型支援の体制面の整理のため、対象者、アプローチや支援の手法等についての庁内ワーキングにおける検討を踏まえ、プッシュ型支援の試行に取り組む。本年度事業においては、以下のとおりプッシュ型支援の試行を2回に分けて実施することを当初想定した。

【試行1回目】

現場職員による庁内ワーキングにおいて、支援の必要性が高いと思われるこどもの把握に資する項目等の協議を行い、現場職員の経験や知見による基準案（以下、「基準案」という）を検討。当該基準案により把握したこどもや家庭へプッシュ型支援を試行実施。

【試行2回目】

試行1回目の結果も踏まえ、データ分析等に基づき対象となったこどもや家庭へプッシュ型支援を試行実施。

取組② ヤングケアラーに係るこどものSOSの早期発見

文献調査等によるヤングケアラーの実態把握や課題の整理を行い、要件を定義したうえで、データ連携において活用しうるデータ項目の選定等の検討までを行う。なお、本件については、次年度を含め、継続的に取り組んでいく想定である。

これらの取組みを進めるための全体的な実施事項は図表1-1のとおり。

図表1-1 本年度の実証概要（本年度実施する部分についての整理）

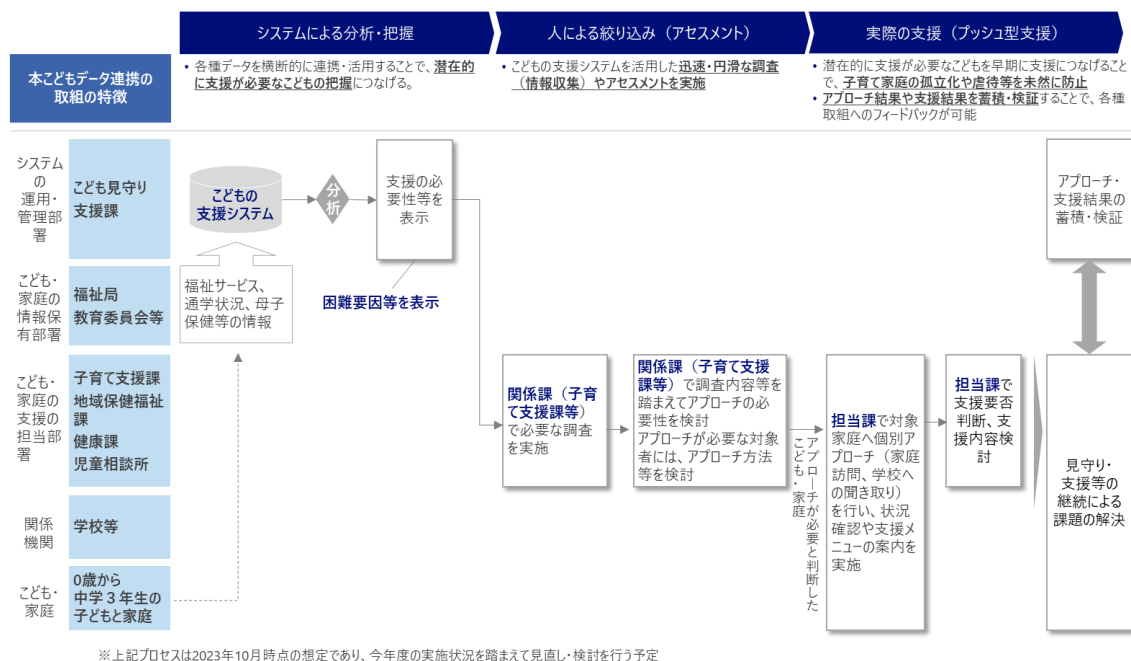
取組	①虐待等の困難を抱えるこどもの早期把握・プッシュ型支援の拡充	②ヤングケアラーに係るこどものSOSの早期発見
対象とする困難の種類	虐待等	ヤングケアラー
実証事項	支援が必要なこどもの把握に資する要因等の検討に加え、対象となったこどもや家庭への人によるアセスメントやアプローチにより、必要な支援や見守りにつなぐためのプッシュ型支援の試行を実施	ヤングケアラーの実態を調査し、課題整理や要件定義、データ項目の選定等を検討
本年度末のゴール	データ分析等を踏まえ、虐待等の困難を抱えるこどもを早期に把握し、プッシュ型支援に取り組んでいる状態	ヤングケアラーの把握に資するための調査検討（要件定義、データ項目選定等）が終わっている状態

データ連携・支援の対象となるこども等の年齢等	福岡市内の0歳～中学3年生	ヤングケアラーの定義も含め検討
連携するデータ項目の選定(2章)	試行結果や現場職員の意見を踏まえ、データ項目の検討・見直しを行う	文献調査の実施とともに、庁内にヤングケアラー検討ワーキング(WG)を設置し、現場職員の意見や業務等を整理する
困難を抱える子ども等の把握に向けた基準の検討(3章)	現場職員の経験や知見を十分に活用するため、庁内ワーキングにおいて検討	—
個人情報の適正な取扱いに係る整理(法的整理、手続き等)(4章)	<ul style="list-style-type: none"> 「実証事業ガイドライン」を踏まえ、個人情報の取扱いに関する要綱・要領を策定 国の動向を踏まえながら、適宜要綱・要領を見直し 	
システムの構築(システムの企画・構築等)(5章)	<ul style="list-style-type: none"> 前年度実証において構築(連携項目の表示など) 引き続き必要な機能改修等を行う 	—
データの準備(6章)	<ul style="list-style-type: none"> 前年度実証において実施しており、引き続き必要な検証等を行う 	—
データを活用した絞り込みの実施(7章)	<ul style="list-style-type: none"> 現場職員の経験や知見に基づく基準案や、分析結果等により対象を抽出する 	—
支援に向けた人による絞り込み(7章)	<ul style="list-style-type: none"> 現場職員による情報収集やアセスメントを行い、アプローチの必要性や手法等を検討する アプローチとして、家庭訪問や関係機関への聞き取り等を行い、状況把握とともに、必要に応じて支援の検討を行う 	—
データ連携により把握したこども等に対する支援(7章)	<ul style="list-style-type: none"> 家庭訪問等で把握したこどもや家庭の状況に応じて、関係機関等による見守りや、現行の支援メニューを活用した支援を実施する 	—

1.3 実証事業を通じて実現を目指す業務プロセス

本年度の実証を通じて、図表1 - 2で示す支援業務プロセスの実現を目指す。この支援業務プロセスは、まず、異なる部局で保有するデータをこどもの支援システムにおいて横断的に連携・分析することで、虐待やヤングケアラーなど、何らかの困難を抱えている、またはそうした状況に陥らないために支援が必要な子どもや家庭を早期に把握することを目指す。また、こどもの支援システムを活用することで、子ども・家庭に関する調査やアセスメントに必要な情報収集が迅速・円滑に進められる。これにより、支援が必要な子ども・家庭に早期にアウトリーチを行うことで必要な支援や見守りにつなげることができ、子育て家庭の孤立化や虐待等を未然に防止する効果が期待できる。また、本取組で行ったアプローチの結果や支援の結果を蓄積・検証することで、分析や支援への接続など各種取組へのフィードバックにより、さらなる取組の充実も目指す。

図表1 - 2 本年度の実証を通じて実現を目指す、業務プロセスのイメージ



本年度は1章2節にも記載のとおり、主に取組①虐待等の困難を抱える子どもに関して、把握のための分析結果等を踏まえ、プッシュ型支援の試行実施までを目指す。取組②ヤングケアラーについては、把握のためのデータ項目等に関する検討を行う。

1.4 スケジュール・実施体制

1.4.1 スケジュール

福岡市では、図表1－3のスケジュールで事業を実施した。

取組① 虐待等の困難を抱えるこどもの早期把握・プッシュ型支援の拡充

事業当初に現場職員による庁内のワーキング(データ項目等検討WG、プッシュ型支援検討WG)を設置した。データ項目等検討WGでは現場職員の知見・経験に基づく基準案の検討、プッシュ型支援検討WGでは支援体制や支援対象者へのアプローチ方法等の検討を行い、各ワーキングでの検討内容を支援マニュアルとして整理した。当該マニュアルに基づき、9月から12月にかけて試行1回目に取り組んだ。

試行1回目の結果も参考にしながら、試行2回目に向けて、10月中旬頃よりデータ分析等を開始した。

なお、システムは令和4年度に構築しており、本年度は、データ連携頻度の向上のための改修や、現場職員の意見を踏まえ、利便性向上のための画面改修等を行った。

取組② ヤングケアラーに係るこどものSOSの早期発見

まず文献調査としてヤングケアラーの定義や課題等について、国内外の調査結果等を参照した。その際、他自治体の取組みを参考にするため、政令指定都市へ、ヤングケアラーに係る取組の情報照会も実施した。また、庁内でのヤングケアラー検討WGも実施し、現行の相談業務におけるヤングケアラーの把握・対応状況や、ヤングケアラー支援に関する課題について議論した。

図表1－3 本実証のスケジュール

大項目	小項目	2023年						2024年			
		-7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
困難を抱えるこどもの早期把握 (取組み①)	基準案の 庁内検討 (庁内ワーキング)	→									
	データ分析				→						
	分析結果レビュー (庁内ワーキング等)				→						
プッシュ型支援の 試行 (取組み①)	実施方法の検討 (庁内ワーキング)	→									
	試行1回目			→							
	実施方法の見直し (庁内ワーキング)				→						
システム開発 (取組み①)	分析プログラム 構築・組み込み									→	
	分析結果活用 画面改修									→	
ヤングケアラーの早期発見 (取組み②)	文献・自治体事例 調査				→						
	支援対象者・内容 検討、調査まとめ (庁内ワーキング等)				→					→	
効果検証										→	
報告書作成								→			

1.4.2 実施体制

総括管理主体であるこども見守り支援課が本事業を統括する。

本年度事業の検討・実施にあたっては、庁内の関係部局の他、分析研究機関の慶應義塾大学やシステム運用保守事業者の株式会社エヌ・ティ・ティ・データ九州等とともに取り組んだ（図表1 - 4）。

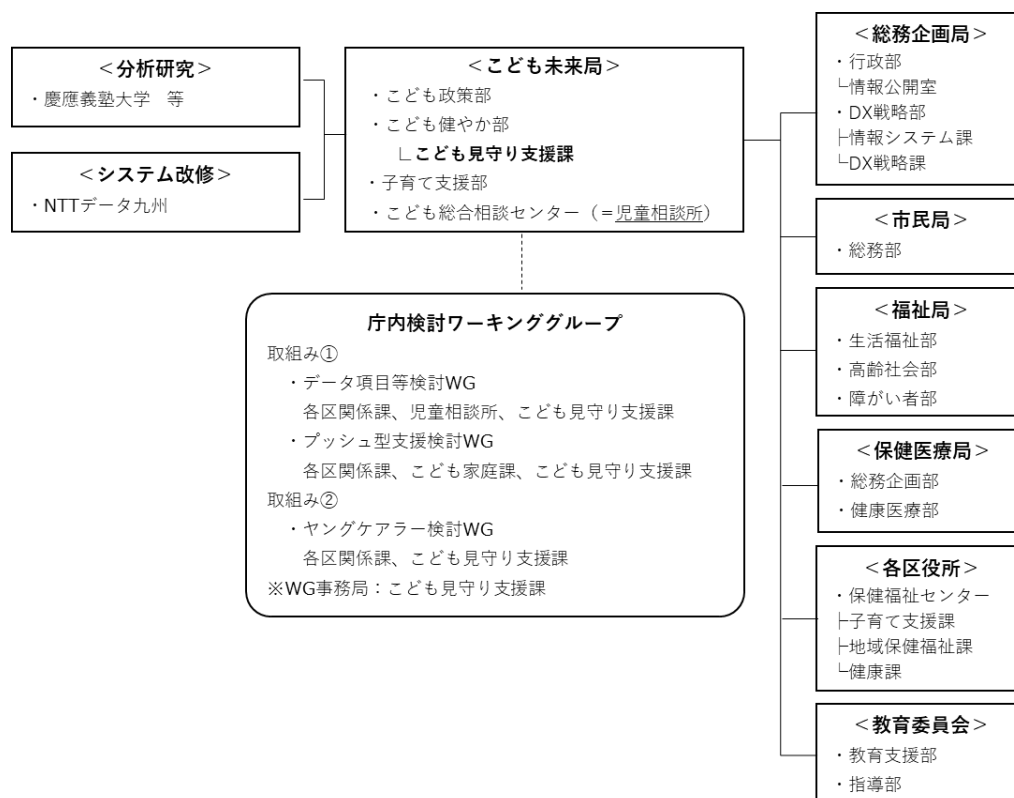
データの収集等にあたっては、市民局や保健医療局、福祉局等の保有・管理主体と提供方法やシステム等に関する調整を適宜行うとともに、データ分析等については、慶應義塾大学等と取り組んだ。

また、福岡市のDX推進に係る総合調整業務や個人情報保護制度を所管する総務企画局とも適宜、必要な検討を行った。

令和4年度事業では、実務者（児相職員、各区子育て支援課職員など）を中心とした庁内ワーキングにおいて事業の検討を行ったが、検討期間や開催頻度が限られていたことに加え、検討項目が幅広く関係者も多かったため、論点整理や検討に時間を要したことが課題としてあげられた。

そのため、本年度事業の検討にあたっては、検討内容に応じて、3つの庁内ワーキング（データ項目等検討WG、プッシュ型支援検討WG、ヤングケアラー検討WG）を立ち上げ、開催時期や頻度は事業の進捗に応じて柔軟に対応した。各WGは、内容に応じて実務者となる各区役所の職員や、データ分析を行う慶應義塾大学とともに実施した。

図表1 - 4 本実証の実施体制



特に、データに関わる主体とそれぞれの役割は図表 1 - 5 のとおり。

図表 1 - 5 データを扱う主体、役割

カテゴリ	団体・部署	担う役割
総括管理主体	こども見守り支援課	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業の統括 ➤ データの管理等の主体
保有・管理主体	各業務所管課	<ul style="list-style-type: none"> ➤ データを保有 ➤ 保有するデータを総括管理主体へ提供
分析主体	こども見守り支援課	<ul style="list-style-type: none"> ➤ マスキングされたデータをもとに分析を実施し、分析結果を総括管理主体へ提供
活用主体	区子育て支援課 児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 総括管理主体から提供を受けた情報等も参考に、支援が必要と思われるこども等のアセスメントを行い、必要な支援等を実施

1.5 本実証に要する費用

実証事業に要した費目は図表 1 - 6 のとおり。

取組①に関しては、分析研究機関やシステム運用保守事業者と行う業務として、データ分析や関連したシステム改修に係る費用を見積もった。

取組②に関しては、今年度は、主に文献調査等に係る費用を見積もった。

合わせて、事業を円滑に進めるための管理に係る費用を見積もった。

図表 1 - 6 本実証の見積費用

No.	費用項目	費用概算（税込み）
1	取組① データ分析	約 10,300,000 円
2	取組① システム改修	約 19,900,000 円
3	取組② 調査費	約 4,200,000 円
4	事業の実施・PMO 業務	約 8,600,000 円
合計		約 43,000,000 円

第2章 連携するデータ項目の選定

2.1 必要なデータ項目の検討・取得可能性調査

1. 取組① 虐待等の困難を抱えるこどもの早期把握・プッシュ型支援の拡充

福岡市では、令和4年度事業において、現場職員の経験や知見を踏まえながら、システムに連携するデータ項目の選定及び連携は実施済みである。

2. 取組② ヤングケアラーに係るこどものSOSの早期発見

(1) 調査方法

本年度は、ヤングケアラーの実態に関する調査及び調査結果を踏まえた課題整理を行った。

具体的な方法として、ヤングケアラーに係る文献調査及び政令指定都市調査を行うとともに、庁内でヤングケアラー検討WGを開催し、現行の相談業務におけるヤングケアラーの把握・対応状況についての確認や、ヤングケアラーの把握・支援に関する課題について意見交換を行った。

文献調査では、i) ヤングケアラーの定義・概念、ii) ヤングケアラーに関する社会的課題について調査を行った(図表2-1)。

また、政令指定都市調査では、i) ヤングケアラーの定義・概念、ii) 支援体制、iii) 支援施策、iv) ヤングケアラーと思われるこどもの把握方法について各政令指定都市へ照会を行った(図表2-2)。

図表2-1 文献調査概要

#	テーマ	調査対象
i	ヤングケアラーの定義・概念	<日本国内> ・ 国における検討状況 ・ 支援団体における定義 ・ 他自治体における定義 <海外> ・ イギリス、オーストラリア、アメリカ、カナダにおける定義(法律、支援団体、自治体等)
ii	ヤングケアラーに関する社会的課題	<日本国内> ヤングケアラー実態調査(国、他自治体) 等

図表 2 - 2 政令指定都市の支援実態に係る照会調査

対象	政令指定都市（福岡市を含む 20 自治体） ※全自治体より回答を取得
期間	2024 年 1 月中旬～下旬（二週間程度）
調査項目	i) ヤングケアラーの定義・概念（条例やガイドライン等における定義） ii) 支援体制（人員配置、庁内・庁外での連携体制 等） iii) 支援施策（相談窓口、訪問支援 等） iv) ヤングケアラーと思われるこどもの把握方法

（2）文献調査の主な結果等

i) ヤングケアラーの定義・概念について

<日本国内>

①国における定義

令和 3 年 3 月に厚生労働副大臣と文部科学副大臣を共同議長として設置された「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」において、ヤングケアラーとは、「法律上の定義はないが、一般的に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指す」と定義されている。¹⁾ また、こども家庭庁の HP²⁾においても同様の定義が掲載されている。

②支援団体における定義

一般社団法人日本ケアラー連盟によると、「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものこと」と定義されている。³⁾

③他自治体における定義

ヤングケアラー支援に関する条例の制定が確認できた 20 自治体（都道府県 6、政令指定都市 1、その他の市町村 13）について、条例における定義を調査・整理した。⁴⁾ ヤングケアラーが援助を行う対象について、全 20 自治体において「家族・親族」があげられていた他、「友人」をあげる自治体が 15 自治体、「身近な人」をあげる自治体が 19 自治体であった。これらの援助対象者が援助を必要とする理由として、ほとんどの自治体において「高齢」、「障がい（身体・精神）」、「疾病」があげられていたが、いずれの自治体においてもこれらの理由に限定はされていない。

また、ヤングケアラーの年齢について、条例に年齢の記載がある全 18 自治体が「18 歳未満」と定めていた。

以上のとおり、ヤングケアラーの定義は自治体により若干の相違はあるものの、総じて、「高齢、身体上又は精神上の障がい、疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する 18 歳未満の者」と整理することができる。

④政令指定都市における定義（※④のみ政令指定都市調査の結果によるもの）

文献調査と併せて、政令指定都市調査においてもヤングケアラーの定義について照会を

行った。

条例やガイドライン等においてヤングケアラーを「定義している」と回答した自治体は 5 自治体、「定義していない」と回答した自治体は 15 自治体であった。

「定義している」と回答した 5 自治体について、具体的な記載内容はさまざまであったが、総じて、国の見解と同様に「本来大人が担うと想定されている（年齢に見合わない）家事や家族の世話などを日常的に行っているこども」と整理することができる。

<海外>

- ⑤イギリス、オーストラリア、アメリカ、カナダにおける定義（法律、支援団体、自治体等）
イギリスでは法律においてヤングケアラーの定義が明文化されており、ヤングケアラーとは、「他の人のためにケアを提供している、または提供しようとしている 18 歳未満の者。ただし、ケアが契約に基づく場合、ボランティア活動として行われている場合は除く。」と定義されている。⁵⁾

その他の国（オーストラリア、アメリカ、カナダ）においては、法律による定義は確認できなかったが、地方公共団体や主要な支援団体における定義づけがなされており、援助を行う対象者は「家族」としているケースが多かった。

援助対象者が援助を必要とする理由については、それぞれの団体によりさまざまであり、理由の記載のないものや、「疾病（病気）」、「障がい」、「高齢」の他、「薬物依存」や「アルコール依存」をあげているものもあった。⁶⁻¹⁰⁾

ii) ヤングケアラーに関する社会的課題

これまでに実施されたヤングケアラーの実態に関する国¹¹⁾及び 3 自治体¹²⁻¹⁴⁾の調査結果（図表 2-3）ならびに、ヤングケアラーであることと健康の関連について検討した国内・国外の論文の内容を検討した。主な結果とそこから推察される課題等について記載する。

図表 2 - 3 ヤングケアラーの実態に係る関連調査の概要

	調査年度	調査対象	対象者数	回答者数
1	令和 2 年度	中学 2 年生	約 10 万人	5,558 人
2	令和 3 年度	中学 2 年生	16,562 人	10,779 人
3	令和 3 年度	小学 5 年生	13,931 人	11,970 人
4	令和 3 年度	小学 5・6 年生	19,500 人	16,628 人

【調査結果及び推察】

①ヤングケアラーの実態に関する調査

- ・世話をしている家族がいるこどもの割合

各調査において「世話をしている家族がいる」と回答したこどもは、3.3%～16.7%という結果であった。

- ・自分がヤングケアラーだと自覚しているこどもの割合

「自分がヤングケアラーにあてはまる」と回答したこどもの割合は 1.2～2.9%と、いず

れの調査においても「世話をしている家族がいる」こどもの割合と乖離があった。さらに、「自分がヤングケアラーにあてはまると思うか」（選択肢は、「あてはまる」／「あてはまらない」／「わからない」）という質問に対して、「わからない」と回答した割合がいずれの調査でも10%を超えていたことから、こども自身がヤングケアラーだと自覚がない（気付いていない）可能性が考えられる。

- ・相談経験

「世話をしている家族がいる」こどものうち、家族の世話について「相談をしたことがない」こどもがいずれの調査でも60%以上を占めていた。さらに、相談したことがない理由は「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も多かった。このことから、こども自身に支援が必要な自覚がなく、周囲に支援を求めない（または求めづらい）状況が生まれ、より一層潜在化しやすい実態が読み取れる。

一方で、いずれの調査においても、「誰に相談するのがよいかわからない」、もしくは「相談できる人が身近にいない」と回答した割合（合計）が10%前後を占め、相談したくてもできないこどもが一定数いる実態が読み取れる。また、「家族のこのため話しにくい」、または「話すことで家族に対して偏見や嫌な思いを持たれたくない」といった理由も、全ての調査で15%前後を占めており、家族内のデリケートな問題であることからこどもが相談しづらいと感じている実態が読み取れる。

- ・生活上の課題

「世話をしている家族がいる」こども、または「自分がヤングケアラーにあてはまると思う」こどもはそうでないこどもに比べ、学校の欠席・遅刻・早退の頻度や宿題ができていない割合が高い等、日常生活に支障が出ていることが示されており、家族のケアを担うこどもの生活面でのサポートが重要であると考えられる。

②論文調査

- ・健康上の課題

国内における研究の結果、ヤングケアラーは、ヤングケアラーではないこどもに比べ、抑うつ症状を示す者の割合や、生活への不満足感が高い者の割合が高く、特に障がいや疾病を有する家族をケアするヤングケアラーは、精神的苦痛を有する割合が高いことが示されている^{15,16)}。また、海外（イギリス）で実施された研究では、ヤングケアラーはヤングケアラーではないこどもに比べ、精神疾患を有する割合ならびに身体症状を有する割合が高いことが報告されている。¹⁷⁾

このことから、ヤングケアラーのこどもに対しては、生活面でのサポートに加え、精神的健康を中心とした健康面でのサポートの充実も重要であると考えられる。ただし、ヤングケアラーの健康上の課題については国内ではこれまでに十分な検討が行われていない可能性も考えられるため、ケアを担うこどもの全般的な健康について実態を把握し、サポートを行うことが重要だと考えられる。

（3）政令指定都市調査の主な結果等

- i) ヤングケアラーの定義・概念について

※文献調査結果 i) ④参照

ii) 支援体制（人員配置、庁内・庁外での連携体制 等）

- ・ヤングケアラーの支援に関し、条例を制定済の自治体は 1 自治体、ガイドラインを策定済の自治体は 5 自治体であった。
- ・庁内の連携体制（複数の関係部署による会議体の設置状況）について、「設置済」と回答した自治体は 9 自治体であり、設置目的は、情報共有、支援方策の検討、支援体制の構築等があげられた。
- ・外部機関との連携状況について、「連携済」と回答した自治体は 15 自治体であり、連携機関として要保護児童対策地域協議会の構成機関をあげる自治体が最も多かった。
- ・ヤングケアラーコーディネーターの配置状況について、「配置済」と回答した自治体は 10 自治体であった。

配置済の 10 自治体における配置方法は、自治体職員（会計年度任用職員含む）として採用・配置している自治体が 6 自治体、外部事業者（委託事業者等）からの派遣により配置している自治体が 4 自治体であり、配置人数は 4 名以内の自治体が 9 自治体であった。

iii) 支援施策（相談窓口、訪問支援 等）

- ・ヤングケアラーに関する専門相談窓口の設置状況について、設置済の自治体が 9 自治体、専門窓口はないが既存の相談窓口で対応している自治体が 4 自治体であった。
設置済の自治体における設置箇所数は、1 箇所が 8 自治体、2 箇所が 1 自治体であった。
- ・ヤングケアラーの当事者同士の集いの場（サロン）の開催状況について、6 自治体で開催されており、開催方法は対面の他、オンラインでの開催を行っている自治体もあった。
- ・ヤングケアラー世帯への訪問支援（ヘルパー派遣等）や配食支援を実施している自治体は 16 自治体であった。ただし、ヤングケアラーに特化した支援施策としてではなく、ヤングケアラーを含む支援を要する家庭への支援施策として実施している自治体が多いようであった。
- ・日本語を苦手とする保護者のために日常的に通訳を行っているこどもに代わる通訳者を派遣する事業について、実施している自治体は 2 自治体であった。

iv) 把握方法

- ・ヤングケアラーの把握方法について、「相談窓口への連絡」及び「他部署からの報告」をあげた自治体が各 19 自治体、「学校からの報告」が 18 自治体であった（複数回答可）。
- ・ヤングケアラーの早期把握等のためアセスメントシートを活用していると回答した自治体は 9 自治体であった。活用中のアセスメントシートは自治体により異なるものの、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社による「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」（令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）において作成されたアセスメントシートを参考としている自治体が多かった。

（４）調査結果を踏まえた考察等

①ヤングケアラーの把握に関する課題

- ・文献調査の結果より、ヤングケアラーであることについてこども本人の自覚がなく、相

談の必要性を感じていなかったり、こども本人が家族に関して安心して相談できると感じられる場が十分でないことが課題として考えられる。そのため、本人や周囲の自覚（気づき）や理解を促すための施策や、こども自ら安心して相談できる窓口等の充実が重要である。

- ・一方で、政令指定都市調査において、ヤングケアラーの把握方法として、「相談窓口への連絡」、「他部署からの報告」、「学校からの報告」以外の方法をあげる自治体はほとんどなく、プッシュ型による把握や支援が十分でない様子が伺えたことから、相談しやすい環境づくりに加え、こどもデータ連携をはじめ、多様な手法による早期把握とプッシュ型支援に取り組むことの重要性が改めて考えられた。

②ヤングケアラーの支援に関する課題

- ・政令指定都市調査において、ヤングケアラーの支援に関し条例を制定済の自治体数は1、ガイドラインを策定済の自治体数は5という結果となり、ヤングケアラーに関する支援根拠や支援フロー等の整理が行われているのはごく一部であるという実態が伺えた。
- ・ヤングケアラー支援にあたっては、関係機関と支援団体等とのつなぎ役や相談役としてヤングケアラーコーディネーターが中心的な役割を果たすことが期待されている。一方で、政令指定都市調査において、ヤングケアラーコーディネーターを配置済と回答した自治体数は半数に留まり、そのうち1自治体を除いて配置人数は4名以下であったことから、支援体制のより一層の充実が求められる。
- ・ヤングケアラーへの支援策として、訪問支援（ヘルパー派遣）や配食支援を実施している自治体は16自治体であったのに対し、その他の支援策については、「実施している」と回答した自治体がいずれも半数以下であり、支援策のより一層の充実が求められる。

③ヤングケアラーの影響

- ・文献調査により、ヤングケアラーはヤングケアラーではないこどもに比べて、生活上ならびに健康上の課題を多く抱えている可能性が伺えた。ヤングケアラーの支援にあたっては、ヤングケアラー特有の課題を把握し、支援内容について検討することが重要だと考えられる。

（5）ヤングケアラー検討WGの開催結果

ヤングケアラー検討WGでは、現行の相談業務におけるヤングケアラーの把握・対応状況や、現場職員が感じる把握・支援に関する課題について意見交換を行った。

WGを通じて、ヤングケアラーの把握経路は虐待等の相談・通告が多いことや、家庭の養育状況を把握する際の視点として捉えているものの、その判断が難しいといった実態がわかった。また、学校生活に影響があることや本人の選択肢が狭められる場合はヤングケアラーと捉えられるのではないかと、ということや、こどもの権利について理解を広めることが重要、といった意見も聞かれた（図表2-4）。

図表 2-4 ヤングケアラー検討 WG で出された主な意見

- ▶ 区子育て支援課においては、ヤングケアラーの把握経路は虐待等の相談・通告のケースが多い。支援を必要とする要因のひとつとしてヤングケアラーが含まれる場合があり、現場職員としても、家庭の養育状況を把握する際の視点のひとつとしてヤングケアラーを捉えている。
- ▶ ヤングケアラーかどうかの判断は、こども自身の発達段階や成熟度合いによっても異なるため、一律に判断することは難しい。ただ、学校生活に影響を及ぼしていたり、本人に「できない」「やらない」と言える選択肢がない場合はヤングケアラーであると考えられる。
- ▶ ヤングケアラーの把握・支援のためには、こどもの権利教育の充実を図ることも重要である。こども自身が自分の権利について自覚・認識しない限り、支援につながりにくい。

2.2 データ項目の選定結果

1. 取組① 虐待等の困難を抱えるこどもの早期把握・プッシュ型支援の拡充

令和4年度に引き続き図表2-5のデータ項目をこどもの支援システムに連携している。

活用主体は関連する情報等を参照しながら、アセスメントや関係課協議などの人による絞り込みを行い、アプローチを通じて必要な支援や見守りにつなげていく。

なお、各システムから連携されたデータは、データ中継サーバを経由し、情報共有サーバ上で確認できる(第5章で詳述)。情報共有サーバ上には、対象のこどもの検索など、必要とされたときのみ、その都度データの収集・表示が行われる。

図表 2-5 データ項目の選定結果

No.	連携したデータ項目 (概要)	参照先システム
1	住基情報	住民記録システム
2	学齢簿情報	
3	生活保護受給情報	生活保護システム
4	妊娠届出情報	母子保健システム
5	妊婦健診・産婦健診情報	
6	新生児訪問・乳児家庭全戸訪問情報	
7	乳幼児健診情報	
8	予防接種情報	
9	児童手当・児童扶養手当受給情報	児童手当・児童扶養手当システム
10	母子父子寡婦福祉資金貸付情報	母子父子寡婦福祉資金貸付システム
11	認可保育園・新制度移行幼稚園利用者情報	子ども・子育て支援システム
12	認可外保育施設・未移行幼稚園施設等利用給付認定者情報	
13	医療費助成制度資格情報	公費医療システム
14	自立支援給付情報	保健福祉総合システム
15	障害者手帳情報	
16	障害手当情報	
17	障がい児通所・入所給付情報	

18	介護認定・介護サービス利用情報	
19	児童生徒基本情報	児童生徒管理システム
20	学校生活情報	校務支援システム
21	学校健診情報	
22	生活習慣調査・学習定着度調査	—
23	就学援助情報	就学援助システム
24	学校給食情報	給食費システム
25	児童相談情報	児童相談システム

2. 取組② ヤングケアラーに係るこどものSOSの早期発見

本事業における調査を通して、国や自治体におけるヤングケアラーの定義や、自治体においてヤングケアラーの早期把握のために活用しているアセスメントシートは、おおむね共通していることがわかった。

令和6年度はこれらの結果も参考にしながら、まずはデータ上におけるヤングケアラーの把握に資する条件等の検討を進めていくことを想定している。

また、検討した条件を用いて把握したこどもや家庭に対して、アプローチや支援にあたるための課題や個人情報の取扱い等についても検討・整理を進めていく。

参考文献

- 1) 厚生労働省ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム. ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告. 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/000780549.pdf> (2024年3月25日アクセス可能).
- 2) こども家庭庁. ヤングケアラーについて
<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer> (2024年3月26日アクセス可能).
- 3) 一般社団法人日本ケアラー連盟. ヤングケアラープロジェクト.
<https://youngcarerpj.jimdofree.com/> (2024年3月26日アクセス可能)
- 4) 一般財団法人地方自治研究機構. ケアラー支援に関する条例 (2023年12月26日時点)
http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/023_carersupport.htm (2024年2月26日アクセス可能).
- 5) The National Archives. “Children and Families Act 2014” Part 5 Welfare of children, 96. Young carers. 2014.
<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/6/section/96/enacted> (2024年3月26日アクセス可能).
- 6) Better Health Channel, State Government of Victoria. Young carers. 2015.
<https://www.betterhealth.vic.gov.au/health/servicesandsupport/young-carers> (2024年3月26日アクセス可能).
- 7) NSW Department of Education. Being a Carer, Being a Student and Being a Kid A resource for schools. 2020. https://education.nsw.gov.au/content/dam/main-education/student-wellbeing/behaviour-and-engagement/Being_a_Carer_Being_a_Student_and_Being_a_Kid.pdf (2024年3月26日アクセス可能).
- 8) Young Carers Network. Young Carers. <https://youngcarersnetwork.com.au/young-carers-info/young-carers/> (2024年3月26日アクセス可能).
- 9) American Association of Caregiving Youth. Who we are. <https://aacy.org/who-we-are> (2024年3月26日アクセス可能).
- 10) Young Caregivers Association. Who are young caregivers?
<https://youngcaregivers.ca/who-are-young-caregivers/> (2024年3月26日アクセス可能).
- 11) 三菱UFJリサーチ・コンサルティング. ヤングケアラーの実態に関する調査研究 報告書. 2021. https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210412_7.pdf (2024年3月26日アクセス可能).
- 12) 熊本県におけるヤングケアラーの実態に関する調査報告書
https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/167079_389318_misc.pdf (2024年3月26日アクセス可能).
- 13) 愛知県ヤングケアラー実態調査報告書 (2022年3月)
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/412650.pdf> (2024年3月26日アクセス可能).

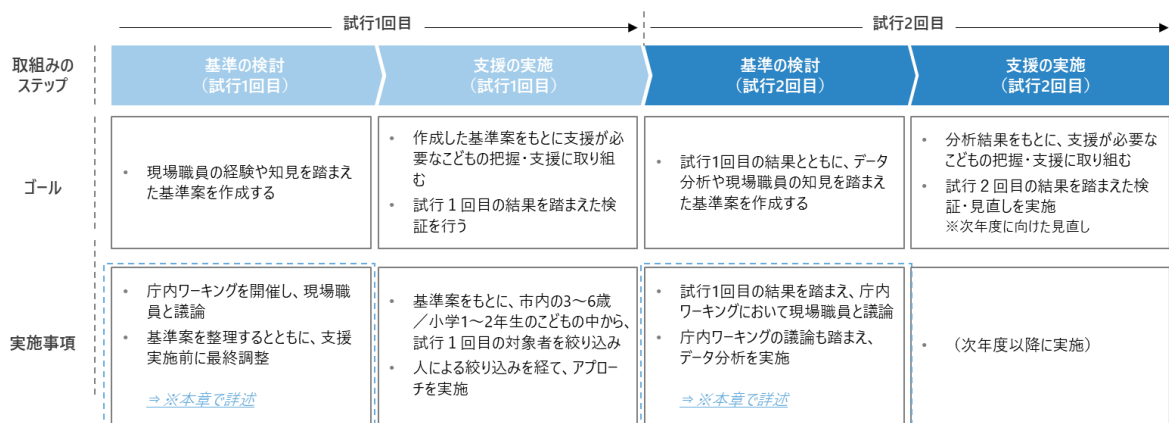
- 14) 大分県ヤングケアラー実態調査報告書（令和4年2月）
<https://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2134168.pdf>（2024年3月26日アクセス可能）。
- 15) 宮川 雅充, 濱島 淑恵. ヤングケアラーの生活満足感および主観的健康感 大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査. 日本公衆衛生雑誌 2021; 68: 157-166.
- 16) 宮川 雅充, 濱島 淑恵, 南 多恵子. ヤングケアラーの精神的苦痛 埼玉県立高校の生徒を対象とした質問紙調査. 日本公衆衛生雑誌 2022; 69: 125-135.
- 17) Robison O. M. E. F, Inglis G, Egan J. The health, well-being and future opportunities of young carers: a population approach. Public Health 2020; 185: 139-143.

第3章 困難を抱えるこども等の把握に向けた基準の検討

1. 検討の進め方

取組①については、現場職員の経験や知見に加え、データ分析の結果を踏まえ、把握のための基準等の検討を行い、2回の試行を通してプッシュ型支援に取り組むこととした（図表3-1）。

図表3-1 取組①に向けた基準の検討過程



2. 試行1回目に向けた基準案の検討

試行1回目では、基準案という形で支援を要するこどもや家庭の把握に資すると考えられる項目を整理した。基準案の検討は、関係局職員や現場職員（児相職員、区役所職員など）を含めたデータ項目等検討WGにおいて、現場の経験や知見を踏まえながら検討を行った（図表3-2）。

図表3-2 試行1回目に向けたデータ項目等検討WGの開催

検討議題	<ul style="list-style-type: none"> 支援の必要性と関連があると思われる要因の洗い出し 各要因とデータとの関連性の整理 対象ケースの検討 対象ケースに対する基準案の検討、作成、見直し
実施日程	5月～9月、全9回

現場職員によるアセスメント（支援の必要性の判断や支援方針の検討）は定性情報を含めて総合的に行われることから、定量情報（データ）による基準案の検討にあたり、どのような観点で検討を進めていくのかをまず整理する必要があった。そのため、データ項目等検討WGにおいて、まずは定量情報・定性情報に関わらず、支援の必要性と関連があると考えられる要因の洗い出しを行ったうえで、それらの要因のうちデータでの把握が可能な項目を整理した。

次に、データ分析の対象ケース（対象となるこどもの年齢や状況）に応じて要因となり得る項目が異なることから、先に対象ケースを検討すべきというデータ項目等検討WGでの意見を受け、対象ケースの検討を行った。その結果、図表3-3に記載の理由により、試行1回目においては、3～6歳、及び小学1～2年生を対象とすることとし、それぞれの対象ケースについて基準案の検討を行った。

支援を要するこどもや家庭はさまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いことから、基準案の検討にあたっては、特定の要因のみを用いるのではなく、支援の必要性や早期把握との関連性を踏まえ、データ項目等検討WGにおいて要因としてあげられた複数の項目を組み合わせた。

なお、基準案については、人によるアセスメントを行うことを前提に作成したものであり、その該当の有無をもって支援の必要性が判断できるものではない。

具体的な基準案の項目は図表3-4のとおりであるが、3～6歳の基準案に用いた各項目のうち、潜在化の観点から「未就園児」を前提とした。これらの項目について、プッシュ型支援の流れ等を整理した「プッシュ型支援マニュアル」の中で基準案としてまとめ、現場職員に共有した（マニュアルの内容は7章で詳述）。

図表3-3 試行1回目 抽出基準・方法の概要

対象ケース	<p>① 3～6歳</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 乳幼児健診終了後から小学校入学までの狭間の期間であり、行政による見守りの目が届きにくい可能性を考慮 <p>② 小学1～2年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 小学校入学による環境変化や発達個人差等で親子関係にゆらぎが生じうる可能性を考慮 ✓ 自身でSOSをあげることが難しい年齢であることを考慮
分析シナリオ・手順	<p>基準案の各項目への該当状況に応じ、点数を加算する</p> <p>※点数は支援の必要性や早期把握の観点から重みづけし、基準案の項目ごとに設定</p> <p>① 3～6歳</p> <p>未就園児、家庭の状況（ひとり親、多子世帯、等）、健診の履歴 等</p> <p>② 小学1～2年生</p> <p>家庭の状況（ひとり親、多子世帯、等）、健診の履歴、生活習慣、学校の欠席日数、給食費の滞納状況 等</p>

図表 3 - 4 試行 1 回目 基準案に用いた主な項目とその理由

①3～6 歳

項目	補足	基準案に用いた理由 (※以下の可能性を考慮)
未就園児	教育・保育給付認定の状況より判断	・ 所属がなく見守りの目が届きにくい
福岡市内へ転居後 1 年以内	—	・ 把握できている情報の不足 ・ 家庭自体も必要な行政情報等を得られていない ・ 地域や近隣とのつながり不足
世帯構成(ひとり親家庭、多子世帯)	—	・ 育児負担の増加や孤立化
同一世帯(本人含む)に福祉的支援を必要とする者がいる	福祉サービスの利用状況等により判断	・ 必要な支援を受けられていない ・ 当事者が支援の必要性を訴えられない
若年出産	左記のうち、福岡市に妊娠届が出されていない方を対象	・ 必要な支援を受けられていない ・ 家庭での養育面や健康面での支援を受けられていない
3 歳児健診の受診歴が確認できない	左記のうち、3 歳以降に福岡市に転入し、健診未受診者かどうかの把握ができないこどもを対象	・ 必要な医療等を受けられていない
虫歯の治療をしていない	3 歳児健診(歯科健診)での未処置歯の本数により判断	・ 必要な医療等を受けられていない
3 歳児健診アンケートで、「時々またはいつもイライラしてどなったり叩いたりする」と回答	—	・ 育児に対するストレス
発育状況に心配がある	3 歳児健診(身体計測)での身長・体重により判断	・ 家庭での養育面や健康面での支援を受けられていない
予防接種の受診歴が確認できない	—	・ 必要な医療等を受けられていない

②小学 1～2 年生

項目	補足	基準案に用いた理由 (※以下の可能性を考慮)
福岡市内へ転居後 1 年以内		<ul style="list-style-type: none"> 把握できている情報の不足 家庭自体も必要な行政情報等を得られていない 地域や近隣とのつながり不足
世帯構成(ひとり親家庭、多子世帯)	—	<ul style="list-style-type: none"> 育児負担の増加や孤立化
同一世帯(本人含む)に福祉的支援を必要とする者がいる	福祉サービスの利用状況等により判断	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援を受けられていない 当事者が支援の必要性を訴えられない
虫歯の治療をしていない	学校健診(歯科健診)での未処置歯の本数により判断	<ul style="list-style-type: none"> 必要な医療等を受けられていない。
3 歳児健診アンケートで、「いつもイライラしてどなったり叩いたりする」と回答	—	<ul style="list-style-type: none"> 育児に対するストレス
発育状況に心配がある	学校健診(身体計測)での身長・体重により判断	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での養育面や健康面での支援を受けられていない
予防接種の受診歴が確認できない	—	<ul style="list-style-type: none"> 必要な医療等を受けられていない
生活習慣調査において、「自分には良いところがない」と回答	※生活習慣調査…児童生徒の生活状況を把握するため、福岡市立学校において年 2 回(7 月、11 月)実施しているアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> こども本人の自尊感情の低下
生活習慣調査において、「朝食をまったく食べていない」と回答		<ul style="list-style-type: none"> 不規則な生活習慣 生活困窮
学校の欠席日数が 30 日以上	—	<ul style="list-style-type: none"> 不登校傾向 身近に相談できる相手がいない
給食費に滞納がある	—	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮 養育者による認識の不足

3. 試行 2 回目に向けたデータ分析等の取組

(1) データ分析の方針

試行 1 回目の振り返り及びデータ分析の結果について支援現場の職員等によるデータ項目等検討 WG（図表 3 - 5）で意見交換を行いながら、取り組んだ。

図表 3 - 5 試行 2 回目に向けたデータ項目等検討 WG の開催

検討議題	<ul style="list-style-type: none">・ 試行 1 回目の結果を踏まえ、基準案についての振り返り・ データ分析結果の確認・フィードバック
実施日程	11 月～2 月、全 4 回

まず、データ項目等検討 WG において試行 1 回目の実施状況を踏まえながら、基準案に用いた各項目の有効性等について意見交換を実施した。

支援を必要とするこどもや家庭はさまざまな要因が複雑に絡み合っている場合が多く、どの項目がどの程度有効であったかについては一概には判断できないが、WG では重視すべき項目や項目の分類方法等について意見が聞かれた（図表 3 - 6）。

図表 3 - 6 データ項目等検討 WG で出された基準案への意見

<ul style="list-style-type: none">➤ 「福岡市内へ転居後 1 年以内」や「3 歳児健診の受診歴が確認できない」家庭については、潜在層を早期に把握する視点から、考慮すべき項目であると感じた。 一方で、「福岡市内へ転居後 1 年以内」について、期間は 1 年ではなくもう少し絞ってもよかったと感じた。➤ 「3 歳児健診アンケートで『時々またはいつもイライラしてどなったり叩いたりする』と回答」について、「時々」と「いつも」を区別したほうがよかったと感じた。 等
--

年齢区分（未就学児、就学児）によって、支援が必要となる要因や保持するデータ項目が異なることから、未就学児（0～6 歳）、就学児（小学 1 年生～中学 3 年生）のそれぞれでデータ分析等を行うこととした。

中でも、未就学児は保育園等の所属がない場合もあることから、見守りの目が届きにくい可能性を考慮して優先的に対応すべきというデータ項目等検討 WG での意見を受け、本事業においては未就学児を先行して取り組むこととした。就学児については、令和 6 年度に取り組むこととする。

データ分析にあたっては、令和 5 年 1 月以降に福岡市において虐待等の相談・通告により支援を行ったこども・家庭（以下、「支援対象者」という）と、その他のこども・家庭のデータを比較分析することで、支援対象者に共通してみられるデータ上の類似性（傾向や特徴）を算出する方法を用いた（図表 3 - 7）。

図表 3 - 7 データ分析の概要

対象ケース	・ 0～6 歳の未就学児
作成・活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者であった者に共通してみられるデータ上の傾向や特徴を把握するためデータ分析を実施。 ・ 分析結果等を個別のケースに適用することで、そのケースの支援対象者との類似性やその要因を確認することができる。
データ分析に用いたデータ	① 令和 5 年 1 月～11 月における支援対象者のデータ (918 件) ② 以外のこども・家族のデータ (約 84,000 件) ※データの時点は①・②ともに令和 5 年 11 月末時点

(2) データ分析の過程

データ分析においては、分析に用いるデータや各データの活用方法の検討に特に時間を要した。

進めるうえで気を付けた点として、データの解釈を適切に行い、不適切な方法で分析に用いたりしないよう、分析前の確認・検討だけでなく、分析結果を踏まえながら適宜見直した(図表 3-8)。

図表 3 - 8 データ分析を進める中で見直し・検討した点

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 支援対象者の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者のデータについて、現在の状況との乖離を避けるため、令和 5 年に支援を行ったこども・家庭を「支援対象者」とし、データを用いることとした。 ➤ 乳幼児健診データの用い方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 か月、1 歳半、3 歳児健診と複数回の健診データがあるため、どのようにデータを用いるかを検討した結果、対象のこどもの直近の健診データ(健診結果)を分析に用いることとした。
--

なお、検討にあたっては、必要に応じて業務所管課への確認や、データ項目等検討 WG において意見交換を行いながら進めた。

(3) 分析結果の評価・修正

令和 5 年 12 月以降の支援対象者等に分析結果を適用し、適用結果についてデータ項目等検討 WG で現場職員から意見を聴取し必要な見直しを行った(図表 3-9～3-11)。

図表 3 - 9 分析結果の評価方法

評価に用いた ケース	a) 令和 5 年 12 月以降に支援対象者となったこども b) 支援対象者以外のこども
適用・分析結果の 見せ方	以下の結果をこどもごとに提示 ・ 支援対象者とのデータ上における類似性 ・ 類似性が高いと算出された項目とその詳細 ・ 類似性が低いと算出された項目とその詳細
評価の方法	・ 各ケースへの適用結果について、影響を与えた項目やその程度などを確認し、現場職員の知見や経験を踏まえた意見を収集

図表 3 - 10 データ項目等検討 WG で出された主な意見や見直した点

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 妊娠届出日から出産予定日までの日数について、届出が遅くなれば妊婦健診を受ける機会も減り、支援の必要性は高まる。 ➤ 就園状況の分類方法を施設種別（認可施設、認可外施設）ごとに分類していたが、施設種別は関係なく所属があるかどうかという視点が重要という意見を踏まえ、施設種別によらず就園・未就園の 2 つに分類することとした。 ➤ 予防接種状況について、年齢に応じて接種回数の平均を求めていたが、接種回数と年齢は比例するものではない等の意見を踏まえ見直すこととした。しかし、年齢やワクチンの種類に応じた検討が必要であり検討に時間を要することから、本事業においては分析に用いないこととし、令和 6 年度に継続して検討する。
--

図表 3 - 11 データ分析に用いた主なデータ項目

No.	主なデータ		主な活用目的
	概要	具体的なデータ（例）	
1	住基情報	続柄	世帯構成（ひとり親、多子）の確認
2	生活保護受給情報	受給有無	受給状況の確認
3	妊娠届出情報	届出日、出産予定日 受診時年齢	届出日と出産予定日の日数の差の確認 受診時（妊娠時）年齢の確認
4	妊婦健診・産婦健診情報	受診日 受診結果（EPDS 点数等）	受診回数の確認 受診結果（EPDS の点数等）の確認
5	新生児訪問・乳児家庭 全戸訪問情報	支援実施日	訪問回数の確認
6	乳幼児健診情報	受診結果 ・身長・体重 ^{パーセントイル} ・う蝕罹患型 ・アンケートの回答 等	受診結果の確認
7	児童扶養手当受給情報	資格状態	受給状況の確認
8	母子父子寡婦福祉資金 貸付情報	貸付有無	利用状況の確認
9	認可保育園・新制度移行 幼稚園利用者情報	利用有無 保育料滞納情報	就園状況の確認 保育料の滞納有無の確認
10	認可外保育施設・未移行 幼稚園施設等利用給 付認定者情報	認定有無 利用年月	就園状況の確認

No.	主なデータ		主な活用目的
	概要	具体的なデータ（例）	
11	医療費助成制度資格情報	証期間開始日、終了日	ひとり親家庭等医療証、子ども医療証等の交付状況の確認
12	自立支援給付情報	認定開始・終了年月日	障がい支援区分認定情報等の確認
13	障害者手帳情報	交付年月日、返還年月日	身体障害者手帳等の保持状況の確認
14	障害手当情報	支給開始・終了年月日	障がい児福祉手当等の支給状況の確認
15	障がい児通所・入所給付情報	支給開始・終了年月日	障がい児通所支援、入所支援に係る給付状況の確認
16	介護認定・介護サービス利用情報	認定開始・終了年月日 支給対象年月	要介護認定有無の確認 介護サービスの利用状況の確認

本年度は、分析にあたっての準備検討に加え、分析結果を踏まえデータの活用方法等について適宜見直しや検証を行いながら進めたため、プッシュ型支援の試行実施にはいたらなかった。

なお、未就学児の中には、保育園等の所属がなく、乳幼児健診終了後から小学校入学までが狭間の期間となり、行政等による見守りの目が届きにくい場合がある。今後は、こうした潜在化の可能性や支援の必要性の観点も踏まえながら、対象者及び活用方法を検討したい。

第4章 個人情報 の 適正 な 取扱い に 係る 整理

4.1 個人情報 の 取扱い に 係る 法的 整理

4.1.1 法的 整理 に あたっ て の 検 討 事 項

個人情報の取扱いについては、改正個人情報保護法を踏まえてデジタル庁が作成した本事業に関する「実証事業ガイドライン（こどもに関する各種データの連携にかかる留意点等）」（以下「実証事業ガイドライン」という）を踏まえ、以下の9項目について検討を行った。

1. 個人情報の取扱いに応じた整理
2. データガバナンス体制に基づく個人情報等の取扱いの整理
3. 利用目的の明示
4. 個人情報ファイル簿の作成
5. 漏えい・滅失・き損した際の対応、苦情処理
6. 開示、訂正、利用停止請求
7. 安全管理措置
8. 自己点検及び監査
9. 委託業務における個人情報・情報資産の取扱い

適切な個人情報の取扱いについて整理するため、「福岡市子どもの見守り強化事業実施要綱」（以下「事業要綱」という）及び付属する「福岡市子どもの見守り強化事業事務取扱要領」（以下「事業要領」という）を策定し、改正個人情報保護法施行に伴う個人情報の取扱いに関わる法的根拠の整理、及び本事業での個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定めた。また、個人情報ファイル簿の作成・公開等を行った。実施結果については、4.1.3項に詳述する。

4.1.2 法的 整理 の 進め方 ・ 体制

法的整理の検討にあたっては、こども見守り支援課が中心となり、福岡市の個人情報保護制度の所管課や個人情報の知見を有する有識者の意見も踏まえて進めていった。なお、年度当初より速やかに事業に取り組めるよう、必要な検討は令和4年度中に行ったうえで令和5年4月1日から事業要綱及び事業要領を施行したが、本年度においても、実証事業ガイドラインに即した整理がなされているか、実証事業の所管省庁であるこども家庭庁とも協議を行いながら改めて確認を行った。

4.1.3 法的 整理 の 結果

1. 個人情報 の 取扱い に 応じた 整理

（1）個人情報 の 取扱い に 係る 法的 根拠

令和4年度の事業では、支援が必要なこどもの把握を行うための個人情報の目的外利用については、「法令等に定めがあるとき（福岡市個人情報保護条例第10条第2項第1号）」で整理し、「児童福祉法等に基づく現行業務の範囲内」の位置づけでユースケースの詳細な検討を行った結果、支援が必要となるこどもの範囲を、虐待等の困難ケースとした。

しかし、令和5年4月に改正個人情報保護法が施行され、各自治体においても改正個人情報保護法の適用を受けることとなったこと、また改正個人情報保護法を踏まえた実証事業ガイドラインが国において策定されたことを受け、福岡市では、令和5年度の事業の実施にあたって、同ガイドラインに基づき個人情報の取扱いの整理を行った。

具体的には、個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号「相当な理由があるときにおける目的外利用」として整理した（図表4-1）。なお、福岡市は、本事業は「子どもに関する各種情報を連携・活用することを通じて、相談・通告を待つだけでなく、自らSOSを発信できないなど支援が必要な子どもを早期に把握し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を届けることを目的に取り組むものであり、子どもの健やかな成長に資する事業であること」を以って、相当な理由に該当するものと整理している。

図表4-1 福岡市における個人情報の整理に係る根拠法令

▼個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号（相当な理由があるときにおける目的外利用）

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を**内部で利用する場合**であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由があるとき**。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に**保有個人情報を提供する場合**において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由があるとき**。

▼福岡市での「相当な理由があるとき」の整理

○国のガイドラインで示された整理観点

貧困、虐待、不登校・いじめ等の潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、支援につなげる事業について、必要最小限の範囲で個人情報を地方公共団体における内部利用及び外部提供によって迅速にデータ連携することにより、人の目によって見過ごされがちな支援が必要な子どもを救うことができる、といった公益性のある取組であるかを確認する必要がある。

○福岡市における整理

事業要領において、「子どもに関する各種情報を連携・活用することを通じて、相談・通告を待つだけでなく、自らSOSを発信できないなど支援が必要な子どもを早期に把握し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を届けることを目的に取り組むものであり、子どもの健やかな成長に資する事業である」こと等を整理（図表4-5）。

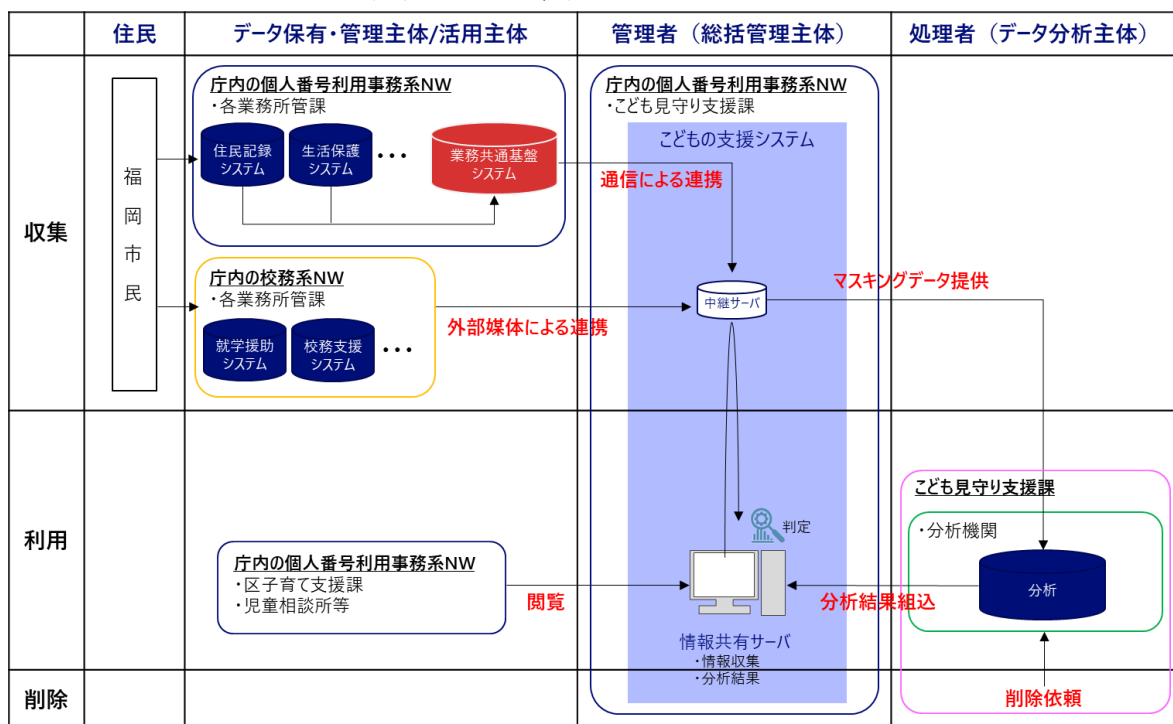
(2) 「福岡市子どもの見守り強化事業実施要綱」「福岡市子どもの見守り強化事業事務取扱要領」の施行

福岡市は、実証事業ガイドラインで整理されている地方公共団体が対応・検討すべき主な事項について、事業要綱及び事業要領を策定し、その中で個人情報の適正な取扱いについて定めた。

2. データガバナンス体制に基づく個人情報等の取扱いの整理

市内の各システムで保有・管理されているデータをこどもの支援システムへ連携し、分析結果等を活用するまでの流れを整理した（図表4-2）。分析機関が分析を行う際は、福岡市においてマスキングを行い、個人を特定できない形式でデータ提供を行った。なお、提供したマスキングデータについては、分析主体からの削除依頼に基づき分析終了後に削除される。

図表4-2 個人データ処理フロー



3. 利用目的の明示

事業要領第5条において、本事業の利用目的を以下のとおり規定している（図表4-3も参照）。

本事業の事務における個人情報の利用または提供は、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童と思われる児童又は児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童と思われる児童並びにこれらの保護者を早期に把握し支援につなげることを目的とする。

実証事業ガイドラインにおいて、「本人から直接書面（電磁的媒体を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。」とされているが、本事業では保有・管理主体である各業務所管課よりデータの提供を受けている。

また、利用目的とは異なる目的で保有している個人情報を利用又は提供する場合においては、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に基づき行うものとして、事業要領第 6 条に規定している。

本事業の利用目的の明示方法等については、事業の実施状況等を踏まえながら、令和 6 年度以降に検討を行っていく。

図表 4-3 福岡市子どもの見守り強化事業事務取扱要領 の条項概要 (抜粋)

<p>第 5 条</p>	<p>個人情報の利用目的</p> <p>本事業の事務における個人情報の利用または提供は、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童と思われる児童又は児童福祉法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童と思われる児童並びにこれらの保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)(以下「要支援と思われる子ども等」という。)を早期に把握し支援につなげることを目的とする。</p>
<p>第 6 条</p>	<p>利用目的以外の目的のための利用又は提供</p> <p>本事業の事務において、前条で特定した利用目的とは異なる目的で保有している個人情報を利用又は提供する場合においては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)(以下「個人情報保護法」という。)第 69 条第 2 項第 2 号又は第 3 号に基づき行うものとし、その理由は次のとおりとする。</p> <p>(1) 子どもに関する各種情報を連携・活用することを通じて、相談・通告を待つだけでなく、自ら SOS を発信できないなど支援が必要な子どもを早期に把握し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を届けることを目的に取り組むものであり、子どもの健やかな成長に資する事業であること。</p> <p>(2) 本事業の実施にあたっては、福岡市情報セキュリティに関する規則等に則り、情報資産管理の組織体制を整備するとともに、人的、物理的及び技術的なセキュリティ対策に係る安全管理措置等を講ずることにより、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れがない取組みであること。</p> <p>(3) 前条で特定した利用目的で新たに取得する個人情報の利用又は提供により、本事業が運用できるようになるまでの臨時的な利用又は提供であること。</p> <p>(4) 別表 1 で定める個人情報の情報項目以外は本事業の事務においては利用又は提供しないこととしており、要支援と思われる子ども等を支援につなげるために必要な限度であること。</p>

4. 個人情報ファイル簿の作成

福岡市は、福岡市個人情報ファイル簿公表システム (<https://fukuokapersonal-file.city.fukuoka.lg.jp/personals/detail/99ac427d-193a-488f-99b5-7cca9eaa06b0>) において、本

事業に係る個人情報ファイル簿を公開している（図表4-4）。

図表4-4 福岡市個人情報ファイル簿「こどもの支援システム情報共有ファイル」の概要

※令和6年3月末時点

個人情報ファイルの名称	こどもの支援システム情報共有ファイル
行政機関等の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来局こども健やか部こども見守り支援課
個人情報ファイルの利用目的	児童虐待等の潜在的に支援が必要な子どもや家庭を把握し、支援につなげるため。
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 住民種別コード、4 住民状態コード、5 氏名、6 性別コード、7 生年月日、8 住所、9 郵便番号、10 続柄コード、11 国籍コード、12 学齢簿情報、13 生活保護受給状況、14 妊娠届出情報、15 妊婦健診情報、16 産婦健診情報、17 新生児訪問情報、18 乳児家庭全戸訪問情報、19 乳幼児健診情報、20 予防接種情報、21 児童手当受給情報、22 児童扶養手当受給情報、23 母子父子寡婦福祉資金貸付情報、24 保育料情報、25 認可保育園・新制度移行幼稚園利用者情報、26 認可外保育施設・未移行幼稚園施設等利用給付認定者情報、27 ひとり親家庭等医療費助成制度資格情報、28 子ども医療費助成制度資格情報、29 重度障がい者医療費助成制度資格情報、30 障がい児通所支援情報、31 身体障害者手帳情報、32 療育手帳情報、33 補装具費支給情報、34 障がい支援区分認定情報、35 障がい福祉サービス等給付情報、36 精神障害者保健福祉手帳情報、37 自立支援医療（精神通院医療）情報、38 障害児福祉手当支給情報、39 特別障害者手当情報、40 経過的福祉手当支給情報、41 児童福祉法による措置入所情報、42 障がい児入所支援情報（契約）、43 介護認定情報、44 介護サービス利用情報、45 児童生徒基本情報、46 学校出欠席情報、47 保健室来室情報、48 学校健診情報、49 学校歯科健診情報、50 生活習慣調査、51 学習定着度調査、52 就学援助情報、53 学校給食費情報、54 児童相談情報
記録範囲	義務教育課程までの子ども及び当該者と同一の住所の者
記録情報の収集方法	庁内各システムとの連携
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	実施機関内（こども未来局こども総合相談センター各課、各区子育て支援課）

開示請求等を受理する組織の 名称及び所在地	(名称) 総務企画局行政部情報公開室 (所在地) 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1
個人情報ファイルの種別	■法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 ■無 <input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の 募集をする個人情報ファイルであ る旨	該当
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときはその旨	含まない

5. 漏えい・滅失・き損した際の対応、苦情処理

漏えい等のセキュリティインシデントへの対応については、庁内に整備されている既存の対応フローに基づくこととしている。

6. 開示、訂正、利用停止請求

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求等については、「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」において具体的な事務手続きが定められており、関係法令及び当該要綱に基づき対応することとしている。

7. 安全管理措置

情報セキュリティに関する安全管理措置については、「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「福岡市情報セキュリティ共通実施手順」に則って対応することとしている。

また、安全管理措置の具体的な対策として、以下のとおり取り組んだ。

○組織的安全管理措置

- ・情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定め、本事業に関する情報資産管理の組織体制を整備している。
- ・システムを利用できる所属及び職員ごとに利用権限の設定を行うこととし、当該職員に限りユーザー登録を行っている。

○人的安全管理措置

- ・市職員に、定期的なセキュリティ教育を実施している。
- ・委託事業者（再委託先を含む）に、セキュリティ教育が実施されていることを確認している。

○物理的安全管理措置

- ・サーバ類は情報化部門が所管する共通基盤上に構築されており、入退室管理対策が講じられた場所に設置、管理されている。
- ・端末はセキュリティワイヤーにより固定されており、持ち出し禁止となっている。
- ・端末について、USB 等の外部媒体の利用は制限され、原則としてデータの持ち出し等ができないようになっている。

○技術的安全管理措置

- ・システムは閉域的な市の個人番号利用事務系ネットワークのみに接続しており、他のネット

ワークとは相互接続されておらず、外部からのシステムへのアクセスや、データの外部への送信はできないよう制限されている。

- ・システムの利用者認証を行ってユーザーを管理し、業務上必要のないシステム利用やデータの閲覧ができないようにしている。
- ・システムへのアクセス履歴のログ管理を行い、追跡調査が可能となっている。

8. 自己点検及び監査

事業要綱及び事業要領において、プライバシー保護管理者を定めるとともに、当該管理者により個人の権利利益が保護されているか毎年度点検する旨を規定している。

また、「福岡市情報セキュリティに関する規則」に情報セキュリティ監査に関する条項を設けている。なお、情報セキュリティ監査については、個人情報の管理や廃棄手順に関する確認等、個人情報の取扱いにおける手続きの適正運用の観点も含んでいる。

9. 委託業務における個人情報・情報資産の取扱い

システムの運用保守業務に関する事業者公募において、IOS27001等の情報セキュリティに関する公的認証資格を保有しているなど、個人情報を取り扱う業務内容であることを考慮した実施体制となっているかを評価項目とし、事業者選定を行った。

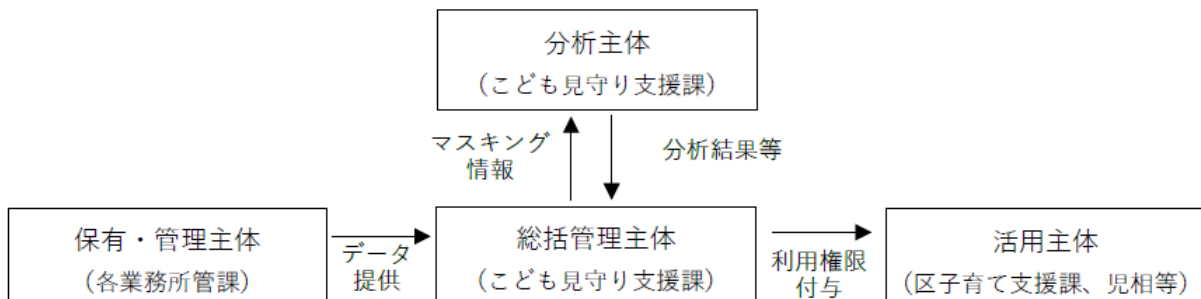
また、業務委託契約書において別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」にて、個人情報・情報資産の取扱いに関する遵守事項や守秘義務、契約終了時の情報の廃棄等について定めている。再委託の承認に際しては、再委託先が個人情報の取扱いに関し適正な取り扱いを行っていることの確認を行った。

4.2 個人情報等の取扱いにおける体制及び手続き上の留意点

4.2.1 実証事業における個人データ管理体制

個人情報を適正に取り扱うべく、図表4-5に示すデータガバナンス体制を構築した。

図表4-5 データガバナンス体制



加えて、事業要綱及び事業要領において、総括管理責任者、副総括管理責任者、管理責任者の職を置くこと、及びその職務を規定した（図表4-6、7）。

図表4-6 福岡市子どもの見守り強化事業実施要綱 第7条

<p>(管理体制)</p> <p>第7条 個人情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる職を置くものとする。</p> <p>(1) 総括管理責任者</p> <p>(2) 副総括管理責任者</p> <p>(3) 管理責任者</p> <p>2 総括管理責任者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本事業を統括管理し、本事業に関する決定権限及び責任を有する。</p> <p>(2) 本事業の個人情報の取扱いに関して、必要な事項を定める権限及び責任を有する。</p> <p>3 副総括管理責任者は、総括管理責任者を補佐し、総括管理責任者が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 管理責任者の職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本事業の事務を統括管理し、各主体に必要な指示を行う権限及び責任を有する。</p> <p>(2) 本事業における、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講ずる権限及び責任を有する。</p>
--

図表4-7 福岡市子どもの見守り強化事業事務取扱要領 第3条

<p>(管理体制)</p> <p>第3条 要綱第7条に規定する次の各号に掲げる職は、当該各号に定める職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 総括管理責任者 こども未来局長</p> <p>(2) 副総括管理責任者 こども未来局こども健やか部長</p> <p>(3) 管理責任者 こども未来局こども健やか部こども見守り支援課長</p>
--

また、福岡市がシステムの運用保守事業者を選定する際の事業者公募においても、個人情報を取り扱う業務内容であることを考慮した実施体制となっているかを評価項目とし、業務委託契約書において「個人情報・情報資産取扱特記事項」を定め、当該事業者からの再委託の承認に際しても、再委託先が個人情報の取扱いに関し適正な取り扱いを行っていることの確認を行うなど、十分な手続きを経るよう慎重に対応した。

4.2.2 実証事業で利用する個人データと管理状況

1. 取り扱う個人データ

本実証で取り扱う個人データ項目については、事業要領において規定した。

なお、データ項目の詳細については、「図表2-4 データ項目の選定結果」及び「図表4-4 福岡市個人情報ファイル簿「こどもの支援システム情報共有ファイル」の概要」を参照されたい。

2. 個人データの管理、安全管理措置の実施

個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置（「安全管理措置」）については、「福岡市情報セキュリティに関する規則」に基づく安全管理措置を講ずる旨を、事業要綱において規定した（図表4-8）。

図表4-8 福岡市子どもの見守り強化事業実施要綱 第10条

<p>(安全管理措置)</p> <p>第10条 管理責任者は、次の各号に掲げる安全管理措置を講ずることとし、その措置の内容は当該各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 人的安全管理措置 福岡市情報セキュリティに関する規則第5条第1項第2号*</p> <p style="padding-left: 2em;">*情報資産の無断持出し、操作ミス等に対する人的セキュリティ対策</p> <p>(2) 物理的安全管理措置 福岡市情報セキュリティに関する規則第5条第1項第1号*</p> <p style="padding-left: 2em;">*災害、事故等に対する物理的セキュリティ対策</p> <p>(3) 技術的安全管理措置 福岡市情報セキュリティに関する規則第5条第1項第3号*</p> <p style="padding-left: 2em;">*不正アクセス、データ改ざん等に対する技術的セキュリティ対策</p>

また、取得したデータについては、「福岡市情報セキュリティポリシー」に基づき、前述の4.1.3「7.安全管理措置」のとおり対策を講じた。

4.3 プライバシーの保護への対応に関する主な取組み

事業要綱及び事業要領において、プライバシー保護体制としてプライバシー保護責任者、プライバシー保護副責任者、プライバシー保護管理者の職を置くこと、及びその職務を規定した。

また、プライバシー保護管理者は、本事業の事務において個人の権利利益が保護されているかを毎年度点検することとして規定しており、試行1回目の開始に際して9月に点検を実施した。

(図表4-9、10)

図表4-9 福岡市子どもの見守り強化事業実施要綱 第8条

<p>(プライバシー保護体制)</p> <p>第8条 プライバシーを保護するため、次に掲げる職を置くものとする。</p> <p>(1) プライバシー保護責任者</p> <p>(2) プライバシー保護副責任者</p> <p>(3) プライバシー保護管理者</p> <p>2 プライバシー保護責任者は、プライバシー等の個人の権利利益の保護について、統括的な権限及び責任を有する。</p> <p>3 プライバシー保護副責任者は、プライバシー保護責任者を補佐し、プライバシー保護責任者が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>4 プライバシー保護管理者は、プライバシー等の個人の権利利益の保護について、本事業の実施に関して総括管理主体に必要な指導及び助言を行う権限及び責任を有する。</p>
--

図表４－１０ 福岡市子どもの見守り強化事業事務取扱要領 第４条、第８条

(プライバシー保護体制)

第４条 要綱第８条に規定する次の各号に掲げる職は、当該各号に定める職にある者をもって充てる。

- (1) プライバシー保護責任者 こども未来局理事
- (2) プライバシー保護副責任者 こども未来局こども政策部長
- (3) プライバシー保護管理者 こども未来局こども政策部総務課長

(プライバシー保護状況の点検)

第８条 要綱第８条に規定するプライバシー保護管理者は、本事業の事務において個人の権利利益が保護されているかを毎年度点検する。

２ プライバシー保護管理者は、点検の結果、事務の改善の必要があると認めるときは、総括管理主体に指導及び助言を行う。

第5章 システムの構築

5.1 システムの概要

システムの概要は下表のとおりである。

図表 5 - 1 システムの概要

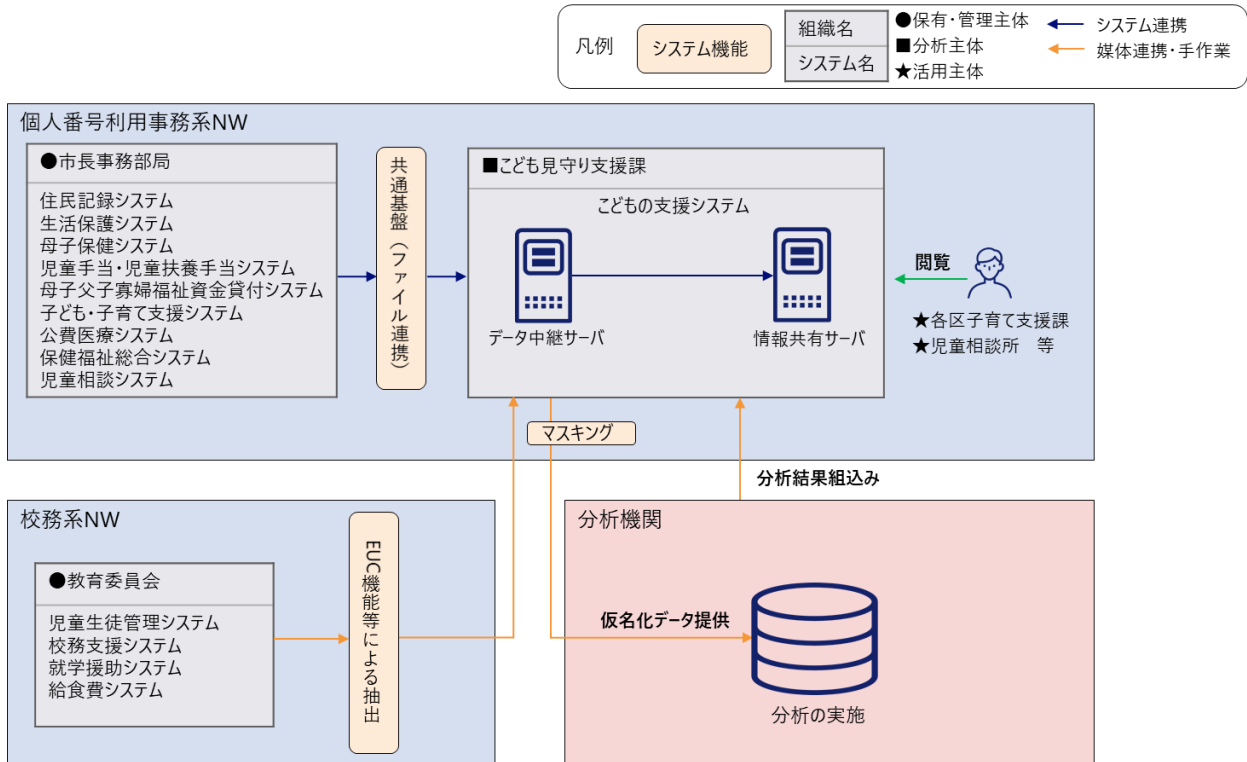
システム名	こどもの支援システム
機能概要	個人ごとに各制度の利用状況や支援状況等を表示し、支援対象者との類似性がみられた項目やその程度を算出・表示するシステムを構築する。プッシュ型支援の実施や、児童福祉の担当職員が虐待等の相談・通告等を受けた際に、情報収集や支援の必要性等を検討する一助として活用することを想定にシステムを構築した。
システム企画の設計にあたり留意・工夫した事項、システムの特徴等	令和4年度にシステム構築済みであり、令和5年度に実施した分析結果等を踏まえ、分析結果画面等の更新を行った。

5.2 データ連携方式(システム構成)

個人番号利用事務系ネットワークに構築した「こどもの支援システム」へ、市長事務部局の各システム及び、校務系ネットワーク上の各システムからデータを連携する。

個人番号利用事務系ネットワーク内のシステム間においては、庁内の共通基盤に実装されているファイル連携機能を活用し、データ連携を行っている。令和4年度は、各基幹システムのEUC機能等を活用し、手動でデータ抽出・取込を行っていたが、令和5年度の市実施事業の範囲において、①市長事務部局の各システムからのデータ抽出、②共通基盤を介したデータ授受、③こどもの支援システムへのデータ取込の3つの工程を自動化する改修を実施した。一方で、ネットワーク環境が異なる学校系システムからデータを連携する場合は、外部記憶媒体を活用して、データを「こどもの支援システム」へ手動で取り込む必要がある。

図表 5 - 2 本年度の実証に係るシステム構成



5.3 システム機能要件

「子どもの支援システム」の機能要件は以下のとおり。なお、福岡市では令和4年度にシステムを構築済みであり、令和5年度は本事業内においては分析結果画面等の更新のみ行った。令和4年度に実装済みの機能は図表5-3のとおりである。

図表 5 - 3 システム機能要件 (令和4年度実装済み)

No	機能分類		要件概要
	大分類	小分類	
1	データ連携	データ連携 (※1)	・ 各業務システムとデータの連携ができること
2	データ分析	事前準備	・ 名寄せができること
3	データ分析	前処理	・ マスキング、抽象化処理ができること
4	データ分析	データ分析	・ 相関関係分析により困難の要因等の根拠データを作成できること
5	情報共有	検索	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を組み合わせた検索ができること ・ 完全一致、部分一致の検索ができること ・ 外国人に固有の情報も指定して検索できること
6	情報共有	データ取得	・ 端末からの検索の際に、データ中継サーバから対象者の情報を取得できること

No	機能分類		要件概要
	大分類	小分類	
7	情報共有	分析結果画面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者と類似性がみられた項目やその程度が表示できること ・ 算出根拠情報が表示できること
8	情報共有	情報共有画面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各制度の利用状況や支援状況等を表示できること ・ こどもや同住所に居住する者の情報が表示できること
9	情報共有	印刷画面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析結果画面、情報共有画面の部分を指定して印刷ができること
10	情報共有	アクセス権限	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザーごとのアクセス権限の設定ができること
11	情報共有	アクセス履歴 (※2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス履歴の記録、保管ができること
12	情報共有	操作履歴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分析結果画面、情報共有画面等の各画面遷移や操作を記録、保管できること

※1 住民記録システムの住基データのみ自動連携を検証。その他システムは手動。

※2 ミドルウェアに搭載済みの機能を利用するため、システム化対応はなし。

今年度追加で実装した機能は図表5-4のとおりである（本事業外での改修を含む）。

また、データ連携の自動化については、支援の現場から各種情報の更新頻度の向上が要望されていたことも踏まえ、連携不備の発生抑止や情報セキュリティの向上、職員の作業負担軽減等を目的として実施した。

図表5-4 システム機能要件（令和5年度実装）

No	機能分類		要件概要
	大分類	小分類	
1	データ連携	データ連携 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各業務システムとデータ連携ができること
2	データ分析	データ分析	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度に実施した分析により困難の要因等の根拠データを作成できること
3	情報共有	分析結果画面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者とのデータ上における類似性が表示できること ・ 類似性の算出根拠情報が表示できること

※3 児童相談システム以外の市長事務部局の各システムのデータについて、自動連携を実装（市実施事業の範囲）。

5.4 システムを活用したアセスメント

具体的にシステムをアセスメントで利用する際の運用方法や、分析結果の示し方の詳細は次のとおり。

1. 運用方法

こどもの支援システムは、各区子育て支援課等において、虐待等の相談・通告等を受けたこどもや家庭に対しアセスメントを行う際やプッシュ型支援の実施の際のサポートツールとしての活用を想定しており、大きく以下2つの機能を備えている。

(1) 情報共有画面

検索対象のこどもや家庭について、各制度の利用状況や支援の実施状況など、各システムから連携したデータを網羅的に表示し、アセスメントのために必要な情報を収集・確認することが可能。

情報共有画面については各データの連携タイミング（日次、月次、随時）で更新された最新の情報を表示する。

(2) 分析結果画面

過去の支援対象者との類似性や、その要因となったデータ項目、数値等を表示することで、現場職員がアセスメントを行う際の参考情報とすることが可能。

2. 分析結果の活用方法

分析結果については過去の支援対象者のデータとの類似性に加え、その結果に寄与したデータ項目とその値（数値等）をケースごとに表示する。分析結果とその要因を表示することで、現場職員によるアセスメントに際しての参考となる。

ただし、あくまで連携したデータの範囲内で要因等を表示したものであり、支援の検討にあたっては、データ以外の情報や現場職員の知見や経験など、さまざまな視点から検討を行う必要がある。

5.5 情報へのアクセスコントロールの整理

こどもの支援システムを利用できる職員は、活用主体である区子育て支援課、児童相談所に所属し、地方公務員法で定める一般職（行政事務等の正規職員、会計年度任用職員等）に該当する者のうち、虐待等の児童相談対応業務に従事する者の他、総括管理主体であるこども見守り支援課のみである。活用主体以外の関係機関等には、システムの利用端末を設置しない他、システムへの利用者登録も行わないこととしている。

アクセスコントロールについては、システムに登録した利用者ごとに権限設定を行うことにより実現する。情報項目ごとに閲覧、出力などに関する権限設定を行っており、職員管理やログ情報などは総括管理主体であるこども見守り支援課のみ編集権限を持つ。

システムへの利用者登録方法は、活用主体の管理責任者が、総括管理主体に「アクセス権申請（登録・削除・変更）」を行うことによる。システムへの利用者登録のタイミングは、職員の異動や配属があった都度、随時対応する。なお、新年度の人事異動が多くあるタイミングについては、前年度に設定されていたアクセス権をすべて削除したうえで、「アクセス権申請」に基づき申請のあった職員に一括してアクセス権を付与しており、人事異動により課を転出した職員のアクセス権が残り続けることを防止する。

アクセス権限の管理や操作ログはこどもの支援システムの管理画面から閲覧、出力ができ、また、アクセスログについてはミドルウェアのログにて確認可能となっている。操作ログについては、こども見守り支援課のみ閲覧権限を付与し、ミドルウェアのアクセスログもこども見守り支援課のみ閲覧できるよう制限している。

第6章 データの準備

6.1 アナログ情報のデジタル化

「第2章 連携するデータ項目の選定」にて記載のとおり、令和4年度事業においてシステムに連携するデータ項目の選定及び連携は実施済みであり、アナログ情報のデジタル化は行っていない。

6.2 データの加工

基幹システムとデータ連携する際のデータ項目レイアウトにおいて、項目ごとに異常値がないかについて、昨年度調査を実施しており、今年度は実施していない。昨年度の調査における代表的な異常値の例は、以下のとおりである。

- ・ 設計上は想定されていた項目においてデータの無い項目が存在していた。
- ・ システム登録時に、入力誤りや入力漏れがあった。
- ・ 設計範囲外の値がOCR読み取り（誤認識）により入力された。

昨年度の調査における上記の例を、今年度も引き続き異常値と定義した。異常値への対応として、データ分析においては、異常値が発生しているデータのみ削除し分析に利用しない方針とした。システムの情報共有画面で表示するデータについては、連携元の基幹システムを現場職員が参照した際に表示内容が異なると混乱を招くため、特にデータに対し修正をしなかった。

また、データ分析のための加工として実施した代表的な例は、以下のとおりである。

- ・ 連携元データにおいて、その制度の対象者（利用者や受給者など）のみレコードが存在する場合、レコードが存在しない者（制度の対象ではない者）を「0：非該当」で補完しフラグ化することで、結合データの項目を統一した。

なお、分析機関に対しては、福岡市にて個人を特定できない形式のデータに加工したうえで、データを提供した。

6.3 名寄せ

福岡市の市長事務部局系システムは「宛名番号」を識別記号として運用しているが、教育委員会が所管する学校系システムは主に「児童生徒番号」によりデータを管理している。本実証においては、市長事務部局系システムである住民記録システムと学校系システムである児童生徒管理システムで保持するデータについて、名寄せを行っている。

名寄せ作業の概要は、以下のとおりである。

- ①システムに連携されたデータに対し、運用保守事業者がシステム上の「名寄せツール」を用いて名寄せ作業を行う。
- ②「名寄せツール」にて名寄せできなかったデータについては、市職員（こども見守り支援課）

が目検で確認し、名寄せを行う。

③名寄せにより特定ができた対象者をシステムへ反映する。

上記作業の結果、システム内に市長事務部局系システムと学校系システムのデータが紐づいた状態で保持される。

名寄せツール及び職員による紐づけ作業においては、住民記録システムの4情報（「氏名（氏名カナ）」「住所」「生年月日」「性別」）と児童生徒管理システムの4情報が一致するデータを紐づけ、対象の児童生徒に対応する宛名番号を特定する。外字等の文字の不一致や表記のゆらぎ等についてはツールでは紐づけできないため、職員の目検による紐づけを行う。なお、入学時に福岡市住民であった児童生徒については、児童生徒管理システムが宛名番号を特定した情報（対応表）を保持しており、当該児童生徒については、名寄せツールや職員による目検での紐づけを行う必要がない。

毎月の名寄せ作業によっても最終的に紐づかない児童生徒は、児童生徒管理システムで管理する児童生徒全体の約0.38%（約480件程度）にあたる。紐づかない理由は、住民記録システムにおける住民票の情報と、児童生徒管理システムにおいて学校が把握・管理している情報が一致しないこと等があげられる。紐づかない児童生徒は、「データ無し」として取り扱い、情報共有画面での表示はしない等の対応を行っている。

第7章 データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組

7.1 データを活用した絞り込みの結果

本章では、基準案を用いた試行（試行1回目）の結果を記載する。

まず、9月中旬に令和5年7月時点のデータを用いて基準案に基づく対象者の絞り込みを行った。

プッシュ型支援の試行実施にあたっては、現場職員の業務負担も考慮し、基準案の各項目への該当状況を踏まえて、アプローチを行う対象者の優先順位を検討し、541件（3～6歳の未就園児315件、小学1・2年生226件）を試行1回目の対象とした。これらの対象者について、こども見守り支援課で氏名や年齢等の基本情報や基準案への該当状況を整理し、人による絞り込み等を実施するため関係課へ共有した。

※本事業では、教育・保育給付認定の有無により未就園児の判断を行っているため、実際の未就園児数（認可外施設等を含むいずれの施設にも通園していないこどもの人数）とは一致しない。

7.2 支援に向けた人による絞り込み

7.2.1 人による絞り込みの取組内容

1. 検討過程

人による絞り込み（支援状況等の確認、三課協議、支援の必要性等の検討）、及びその後の支援につなぐ流れについては、プッシュ型支援検討WG（図表7-1）を開催し、支援の実施主体となる子育て支援課、地域保健福祉課、健康課の担当職員を中心に検討を重ねた。

プッシュ型支援検討WGでは、まず対象者の状況を個別に確認するアプローチまでの全体的な流れや支援体制について検討を行い、各段階における検討・確認事項を洗い出し、その対応案を検討するという流れで進めた。WG参加者からは、効果的・効率的な取り組みとするために、支援の実施主体となる立場からさまざまな意見が出された（図表7-2）。

図表7-1 試行1回目に向けたプッシュ型支援検討WGの開催

検討議題	<ul style="list-style-type: none">・ 支援体制・ 支援フロー・ アプローチ方法、アプローチ理由・ 関係課での情報共有の方法、等
実施日程	6月～9月、全9回

図表 7-2 プッシュ型支援検討 WG で出された主な意見

- より支援を要する子どもや家庭へのアプローチを優先するため、基準案の結果のみによることなく、現場職員が支援状況等の確認を行うとともに三課協議においてアプローチの必要性を検討すべき。
- アプローチの必要性に迷う対象者がいる場合には、各課で個別に判断するのではなく、児童福祉及び母子保健の視点を踏まえながら三課協議で検討すべき。
- 就学児（小学1・2年生）へのアプローチや支援にあたっては学校との連携が必要不可欠であることから、円滑な連携を図るために、学校に対して、本事業の趣旨や取組み内容等の事前説明を行うべき。

プッシュ型支援検討 WG での検討内容は「プッシュ型支援マニュアル」として整理し、実施の流れや各段階での対応事項や留意点等を取りまとめた（図表 7-3）。

マニュアル作成にあたっては、対象家庭の年齢や状況に応じてアプローチ方法やアプローチ理由を整理したり、職員向けの FAQ を作成するなど、支援にあたる職員が円滑に対応できるよう、また、各区における対応や判断が統一的になされるよう工夫した。

また、プッシュ型支援検討 WG での意見も踏まえ、訪問時に活用できる様式（不在票や子育て情報の案内チラシ）も作成した。

図表 7-3 「プッシュ型支援マニュアル」の概要

- 人による絞り込み、及びその後の支援につなぐまでの流れ、及び各段階の詳細
 - ・ 三課協議での確認事項
 - ・ 所定のフォーマットの記入方法
 - ・ 実施の際の留意事項
- 業務に当たる法的根拠
 - ・ 個人情報の取扱いに係る法的根拠
 - ・ 支援（アプローチ）実施に係る法的根拠
- アプローチ方法や事業内容に関する職員向け FAQ

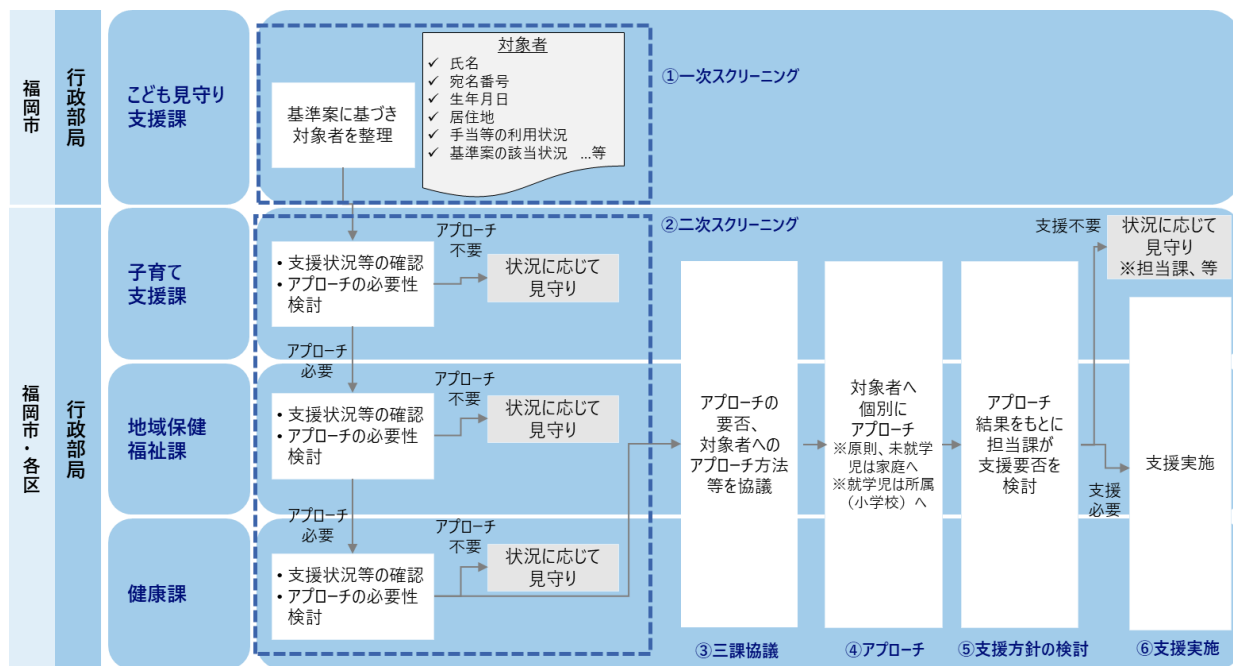
9月下旬からの試行開始にあたり、関係課職員（子育て支援課、地域保健福祉課、健康課）への事前説明を行った他、関係各課による定例会議（課長会議、係長会議等）において、情報共有や意見交換を行いながら、取組内容の周知等に努めた。

また、支援状況の確認や三課協議、アプローチの実施に要する期間については、プッシュ型支援検討 WG での意見も踏まえ、各区が状況に応じて柔軟に対応できるよう、概ね3か月間とした。

2. 試行1回目の実施内容

試行1回目では、7.1で示した対象者に対して、子育て支援課、地域保健福祉課、健康課による支援状況の確認や三課協議を行い、アプローチの要否を検討した。検討の結果、アプローチが必要だと判断された対象者については、担当課からアプローチし、状況に応じて必要な支援や見守りにつなげるという流れとした（図表 7-4）。

図表 7-4 試行 1 回目の詳細プロセス



①一次スクリーニング

基準案に基づき、対象者の絞り込みを実施した。

②二次スクリーニング

各区子育て支援課、地域保健福祉課、健康課において、対象者へのこれまでの支援状況や各種手当の受給状況等について確認を行った（図表 7-5）。確認の結果、既に関係機関での見守りや支援がなされている場合等は、既存の見守りや支援が継続されることから本事業によるアプローチからは外している。

図表 7-5 子育て支援課、地域保健福祉課、健康課での確認事項

確認の観点	主な確認事項
支援状況	<ul style="list-style-type: none"> 各課における本人及びきょうだい児の支援状況 (未就学児の場合) 所属があるか 各種福祉サービスの利用状況
こども・世帯の状況	<ul style="list-style-type: none"> 市内在住状況 世帯構成 各種手当等の受給状況

③三課協議

三課でアセスメント会議（三課協議）を開き、各課での調査結果を踏まえて、アプローチの必要性やアプローチ方法、担当課等を協議した。

④アプローチ

訪問や電話、学校などの関係機関への聞き取り等を実施し、こどもや対象家庭のより詳しい状況を把握するとともに、困りごとがないか、必要な支援を受けられているか等の確認・把握を行った。また、聞き取りの結果を踏まえ必要に応じて、その場で各家庭の状況に応じた助言やサービスの案内を行った。

⑤支援方針の検討、⑥支援実施

アプローチで得られた情報をもとに、担当課で個別の支援の必要性を検討し、必要に応じて支援を実施した。

以上の進め方を基本的な流れとした。

こども見守り支援課では、試行 1 回目全体を通じて各区との調整や問い合わせへの対応等を行った。

なお、本事業はこどもや家庭からの相談等を待たずに、自治体側による“プッシュ型”の取り組みであることから、家庭の状況を適切に把握し必要な支援につなぐためには、対象家庭との相談しやすい関係づくりが重要である。そのため、アプローチにあたっては、基準案への該当状況や対象家庭への支援状況等を踏まえ、その理由や伝え方等を検討し、前述のマニュアルで整理するなど、円滑な実施に努めた（図表 7-6）。

図表 7-6 アプローチ理由

整理事項	対応方針
アプローチを行う際の 検討・説明の流れ	<ul style="list-style-type: none">➤ 対象家庭の状況等を踏まえ、三課協議で事前にアプローチ理由を検討➤ アプローチの際は状況に応じて以下のようにアプローチ対象者へ説明・対応<ul style="list-style-type: none">◇ 現行業務と関連づけて説明 例) 健診受診者のフォロー 等◇ (上記が難しい場合) 本事業の概要を説明

3. 試行 1 回目の振り返り、試行 2 回目に向けた検討

試行 1 回目の実施結果を踏まえ（試行 1 回目の結果は 7.2.2 及び 7.3 で詳述）、試行 2 回目に向けて課題や改善点等を検討するために、令和 5 年 10 月～令和 6 年 1 月において計 4 回プッシュ型支援検討 WG を開催した。

WG では、実際にプッシュ型支援を進める中でより業務を効率的・効果的に実施するために整理すべき点について意見が出た（図表 7-7）。

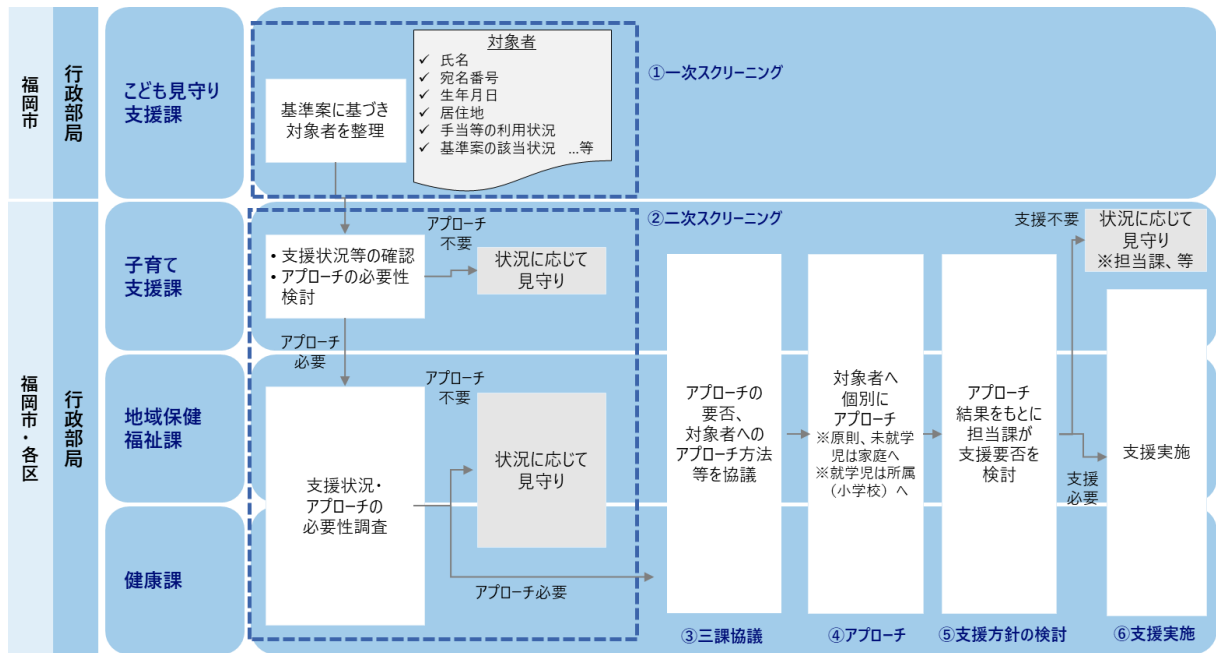
図表 7-7 プッシュ型支援検討WG で出された主な意見（課題や改善点）

- ▶ 二次スクリーニングについて、子育て支援課、地域保健福祉課、健康課の順に対応を行ったことにより対応完了までに時間を要し、調査に係る負担も大きかった。特に、母子保健関連の調査（妊産婦健診、乳幼児健診等）については、地域保健福祉課と健康課での重複があったことから、効率化を図るために両課における分担を明確にする必要がある。
- ▶ 対象者の中には、区でのフォロー履歴があるものの、現在はフォロー完了しているこども・家庭もあった。そのような場合、区で判断が分かれないうに、対応要否の考え方や基準を示す必要がある。
- ▶ きめ細かな対応が行えた一方で、通常業務と並行して実施するには、区の業務の状況等を考慮しながら実施時期や頻度、規模感等について検討を行う必要がある。

これらを踏まえ、担当課の業務効率化のため、試行1回目では、対象となった家庭への支援状況等の確認は関係各課が順に行う流れとしていたが、地域保健福祉課と健康課の調査を同時並行で行うこととした（図表7-8）。

なお、プッシュ型支援検討WG で出された各意見については、引き続き、令和6年度以降の取り組みに活かしていきたい。

図表 7-8 試行1回目を踏まえて見直したプロセス



7.2.2 人による絞り込みの結果

試行 1 回目の対象者として 541 件（3～6 歳の未就園児：315 件、小学 1・2 年生：226 件）を抽出し、各区子育て支援課、地域保健福祉課、健康課において追加調査（二次スクリーニング）を行った。その結果、既に関係機関での見守りや支援がなされている、市外や海外へ転出済である等を除き、199 件（3～6 歳の未就園児：88 件、小学 1・2 年生：111 件）を三課協議の対象とし、アプローチの可否等の検討を行った。三課協議の結果、前回フォローから日が浅くアプローチのタイミングを検討する必要がある、他の機会（きょうだい児の健診等）に家庭状況等について既に確認がなされている等のケースを除き、120 件（3～6 歳の未就園児：32 件、小学 1・2 年生：88 件）についてアプローチが必要と判断され、担当課よりアプローチを行った。

アプローチ方法は、3～6 歳の未就園児については電話や訪問、小学 1・2 年生は学校への聞き取りを基本としたが、他事業における面会の機会を活用する等、対象者の状況に応じて柔軟に対応した。

アプローチの検討等に至るまでの間、二次スクリーニングや三課協議により、対象となる子どもや家庭の状況確認や担当者間での情報や課題の共有が図られ、関係課同士の連携強化につながったと考えられる。

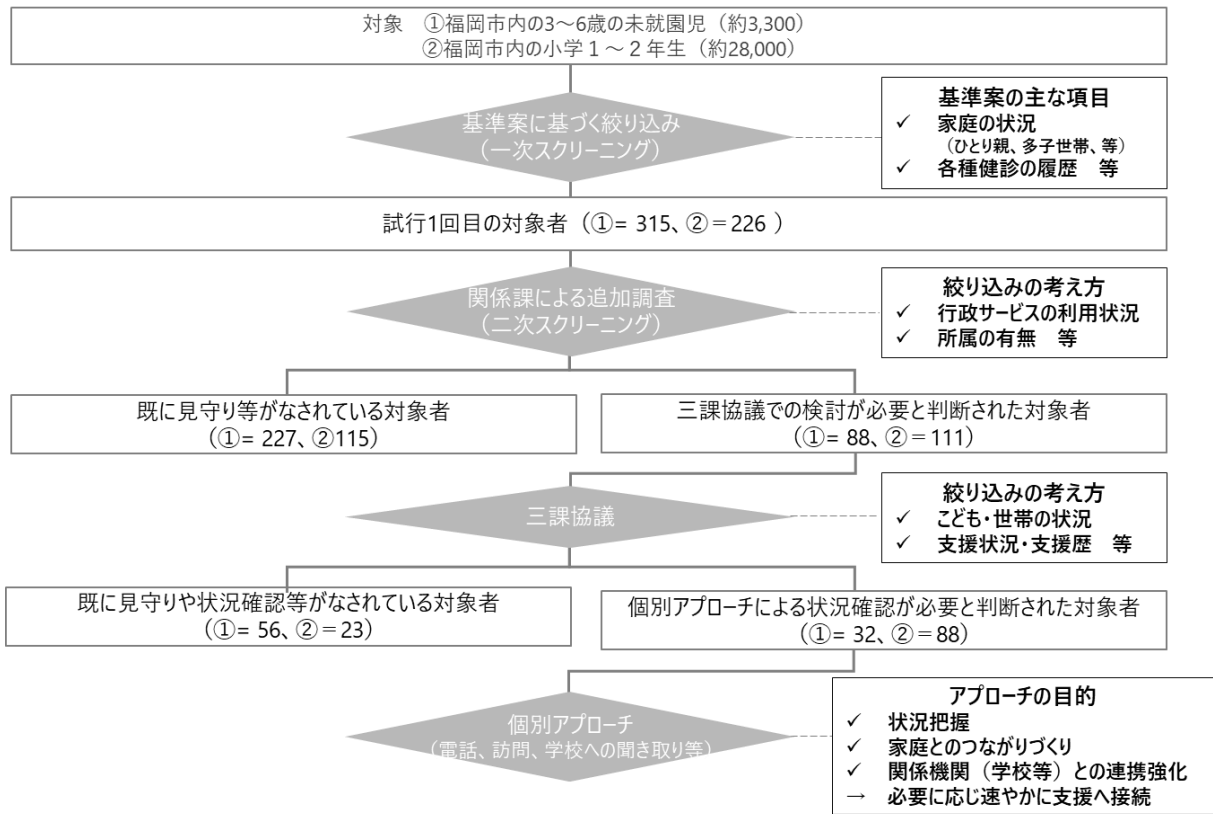
一方で、二次スクリーニングや三課協議に時間を要したことから、担当課の業務負担を軽減し、効果的・効率的にアプローチや支援につなぐために、対象ケースや二次スクリーニングにおけるアプローチ可否基準等の見直しが必要である。

また、三課協議やプッシュ型支援検討 WG において、効果的なアプローチや支援にあたっては、子どもや家庭と接点を有する外部機関との連携も重要であるとの意見も聞かれた（試行 1 回目を踏まえた振り返り・意見については、7.2.1 の試行 2 回目に関する [検討過程] や [実施内容] も参照）。

基準案に基づく対象者の絞り込み（一次スクリーニング）からアプローチまでのそれぞれの段階における対象件数と、各段階の考え方・実施方法については、図表 7-9 のとおり。

なお、アプローチの結果については 7.3 に記載する。

図表 7-9 プロセスごとの絞り込みの考え方、及び対象者人数の整理結果（試行 1 回目）



7.3 データ連携により把握したこども等に対する支援

7.3.1 こども等に対する支援の取組内容

支援内容については、把握したこどもや家庭の状況に応じて、関係機関による見守りや、現行の支援メニューを活用することを想定した（図表 7-10）。また、アプローチ時の状況を踏まえて、その場での助言や情報提供などを行うことも想定し、アプローチの際は子育て情報に関するチラシや冊子を持参することとした。

図表 7-10 想定する支援メニューの例

- ・ 訪問系：産前・産後ヘルパー派遣、支援対象児童等見守り強化（生活指導、食事提供等）
- ・ 通所系：産後ケア、子ども家庭支援センター
- ・ 預かり系：一時預かり、子どもショートステイ
- ・ 居場所系：子育て交流サロン、子どもプラザ、子ども食堂 等

支援の必要性の判断や支援内容については、現行のフォロー基準に準じて担当課が判断することとし、それぞれのケースに応じて必要な対応を個別に検討・実施することを想定した（図表 7-11）。

図表 7-11 支援の必要性の判断基準 (例)

- ・ 相談ニーズがある場合
- ・ 継続的な見守りが必要だと思われる場合
- ・ 支援が必要であることが明らかであるが、当事者に困り感がない場合や自ら相談することができない場合 等

7.3.2 こども等に対する支援の実施結果

試行 1 回目でアプローチを行った 120 件の主な対応事例は以下のとおり。

①3～6 歳の未就園児 (アプローチ件数 32 件)

訪問や電話によるアプローチの他、他事業における面会の機会 (きょうだい児の健診等) を活用する、対象家庭と接点を有する他部署に確認を行う等の方法により、対象となるこどもや家庭の状況確認を行い、その結果を踏まえて対応を検討した (図表 7-12)。

図表 7-12 3～6 歳の未就園児に係る対応事例

事例 1	母へ状況確認を行ったところ、保険料を滞納しているなど、養育面で不安な面がみられたため、滞納相談窓口を案内した他、就学援助の案内や集団生活に慣れるために園庭開放等のサービスを案内した。 母からはサービスの活用に向けて前向きな意見が聞かれたことに加え、本事業をきっかけに対象家庭との関係構築が図れたことから、今後も必要に応じて支援を行っていくこととした。
事例 2	本児の就学時健診の機会を活用したアプローチを想定していたが、健診未受診のため、在学中のきょうだい児を通じて学校が家庭とやりとりを行い、早急に支援が必要な状況ではないことが確認できたが、入学後も学校での見守りやフォローを実施し、必要に応じて関係課とも情報共有等を行うこととした。

その他、アプローチの結果、必要に応じて子育て情報 (保育園、子育てサロン、小児科等) の提供を行うなどの対応を行った。

また、アプローチをきっかけに対象家庭との新たなつながりがもて、相談しやすい関係構築など、見守りにつながったと考えている。

②小学1・2年生（アプローチ件数 88 件）

子どもや家庭の様子を円滑に把握するため、いずれの対象ケースについてもまずは学校への聞き取りを行い、聞き取り結果を踏まえて対応を検討した（図表7-13）。

図表7-13 小学1・2年生に係る対応事例

事例1	学校への聞き取りにより、子どもだけで夜間に留守番をしていたり、きょうだい児だけで年下のきょうだい児の世話をしている可能性が考えられることから、状況確認を行い、引き続き、学校で子どもや家庭の状況を注視しながら見守ることとし、必要に応じて個別支援について検討していくこととした。
事例2	遅刻気味や子どもの服装等で気になる点や、保護者との連絡がつながりにくい状況があることから、早急に支援が必要な状況ではないものの、学校で子どもの状況等を注視しながら見守りを行っていくこととした。

学校への聞き取りにおいて現時点で心配な様子がみられなかったケースについても、学校と区で情報共有が図られ、学校内での見守りにつなげることができ、連携強化につながったと考えている。

なお、アプローチや支援にあたっては、図表7-4で示した原則的な流れに必ずしも縛られるものではなく、対象者の状況に合わせて臨機応変に対応するという事は留意されたい。

第8章 事業効果の評価・分析

8.1 困難類型と関連性が推測されるデータ項目(分析結果に基づく推定)

本事業では、支援対象者とその他のこども・家庭のデータの比較分析を行い、支援対象者に共通してみられるデータ上の類似性を算出することとした。

本章においては、分析結果により支援対象者との類似性がみられたデータ項目について記載する(図表8-1)。

今後、現場職員が、分析結果を踏まえ、支援対象者と類似性が高いとされた各項目(要因)をアセスメントの参考として活用することを想定しているが、支援の必要性の検討においては、分析結果のみで判断できないことに留意が必要である。支援の必要性の検討にあたっては、分析結果以外のさまざまな情報や、現場職員の知見や経験を踏まえた多様な観点からアセスメントを行うことが重要である。

図表8-1 支援対象者との類似性が見られた主なデータ項目

データ項目 (主要項目を抜粋)
妊娠届における妊娠時の年齢
新生児訪問の回数
世帯内のこどもの人数
世帯構成(ひとり親かどうか)
児童扶養手当の受給状況
妊娠届出日から出産予定日までの日数
こどもの起床時間(乳幼児健診(3歳)アンケート)

8.2 こどもデータ連携の取組効果の分析

1. こどもの支援システムの活用効果

本事業においては、令和4年度に構築した「こどもの支援システム」も活用しながら、プッシュ型支援における情報収集を行った。

また、区子育て支援課及び児童相談所の職員が窓口や電話で相談・通告等を受けた際の情報収集のツールとして、令和4年度に引き続きシステムを活用した。

各WGや関係各課による定例会議等において、試行1回目の振り返りやシステムの活用状況のヒアリングを行う中で、プッシュ型支援等における情報収集のツールとしてシステムを活用することにより、スムーズな情報収集が行えたとの声が聞かれた。

2. プッシュ型支援（試行1回目）の実施による効果

①現場意見を踏まえた支援スキームの整理

試行1回目の実施にあたり、支援フローや支援体制等についてプッシュ型支援検討WGにおいて検討を行うことにより、現場職員の視点を十分に反映させることができた。

また、それらの検討結果をマニュアルとして整理することにより、プッシュ型支援の各段階における役割や必要な対応が明確化され、各区における対応の統一化・均一化が図られた。

②プッシュ型支援の体制整備・連携強化

本事業では、アプローチ実施前に子育て支援課、地域保健福祉課、健康課の三課において、対象となるこどもや家庭の支援状況の確認・共有を行うとともに、アプローチ方法等について協議を実施した。このことにより、関係課での情報共有が図られるとともに、児童福祉及び母子保健の一体的な検討が行え、プッシュ型支援の体制整備や連携強化につながった。

③アプローチ実施による見守り強化

本事業におけるアプローチの結果、新たな支援や見守り等につながるケースが複数確認された（詳細は7.3.2参照）。

未就学児については、アプローチをきっかけに対象家庭との新たなつながりがもて、相談しやすい関係構築など、見守りにつながったと考えている。

また、就学児については、学校と区で情報共有が図られ、連携強化や見守り等につながることもできた。

第9章 考察・まとめ

これまで進めてきた取組全般を振り返り、改めて本実証で実施した事項について、そこから得られる示唆、気づき、反省事項を整理したうえで、次年度以降に取り組む際の留意事項及びこれから取り組む全国地方公共団体への伝達事項を取りまとめる。

図表9-1 本実証を通じて得られた示唆（実証全体を通じた整理）

こどもデータ連携の実証に取り組んだからこそ得られた示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 事業の検討・実施にあたっては、事前にそのための体制（関係部署の整理及びそれぞれの役割分担）を整理することで、試行を円滑に進めることができた。一方で、より効果的・効率的なアプローチの実施にあたり、さらなる検討や見直しが必要な部分も感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業における役割分担やアプローチまでの流れ等については、事前に現場職員との定期的な意見交換等を行う場を設けるなど、運用面まで見据えた検討を行うことが重要である。
<ul style="list-style-type: none"> ● データ分析等の過程では、分析に用いるデータや各データの整理の検討に特に時間を要したため、各データ項目に関する制度やデータ特性等の理解を深める必要があると感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各データ項目の保有・管理主体との協議などにより、データ特性等を踏まえ、データの活用方法を検討する必要がある。

図表9-2 本実証を通じて得られた示唆（検討事項ごとの整理）

▼データを扱う主体の整理・役割分担（1章より）

（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項	左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ
<ul style="list-style-type: none"> ● 検討内容に応じて3つのワーキンググループを立ち上げ、各ワーキングの議論を明確にしたことで、円滑な協議・検討につながった。また、現場職員の意見を反映しながら事業の組み立てができたことにより、現場職員の理解や協力も得やすくなったと感じた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な事業実施にあたっては、事前に検討事項や連携が必要な関係部署等を整理したうえで検討を進めていくことが重要である。

▼連携するデータ項目の選定（2章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 連携データについて、有用に活用するためには、各データ項目の制度や事業自体の目的等の理解が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 各データ項目の業務所管課との協議にあたっては、技術的な連携手法の検討とともに、各データ項目の考え方や課題等の共有を図ることが重要である。

▼困難を抱えるこども等の把握に向けた基準の検討（3章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● データの有無による取扱いについて、整理と検討が必要である。例えば、乳幼児健診データがない場合、健診対象時期に住民情報がある場合（健診未受診者と推測）と、そうでない場合（他都市で受診の可能性）により取扱いを整理することなどが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データ分析にあたっては、複数のデータ項目の組み合わせによる整理など、各データの活用目的に応じた取扱いについて、丁寧に検討を行うことが重要である。

▼個人情報の適正な取扱いに係る整理（法的整理、手続き等）（4章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の取扱いに係る法的根拠について、国のガイドラインを踏まえ、整理を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データガバナンス体制のもと、適切に安全管理措置が図られているかなど、定期的に確認を行いながら進めることが重要である。

▼システムの構築（システムの企画・構築、分析機能の実装、安全管理措置等）（5章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 構築後のシステムの利用範囲や運用方法についてあらかじめ十分に検討し、現場職員の声も踏まえながらシステムの要件定義や設計を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● システム設計の段階で、データ連携や更新の頻度、システムの継続的な運用に必要な作業についてあらかじめ計画、検討しておく必要がある。

▼データの準備（6章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 首長部局内のデータと教育委員会内のデータについては、識別子が異なるものは個別に検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ● データの特性に応じ、どのような手段で連携（名寄せ）が可能か、事前に十分な情報収集と検討が必要である。

▼データを活用した絞り込みの結果（7章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 試行1回目においては、基準案の各項目への該当状況を踏まえて、アプローチを行う対象者の優先順位を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 絞り込みにおいては、連続値等を用いた優先順位付けも有効であると感じた。

▼支援に向けた人による絞り込み（7章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● アプローチにあたり、現場職員による確認と、三課協議の実施により、データ以外の情報も踏まえた総合的な視点からよりきめ細やかな検討を行うことができた。一方、課題として、アプローチまでに時間や労力を要した点があげられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的なプッシュ型支援の実施においては、質（きめ細やかな検討や対象家庭への丁寧な対応等）を確保するために体制の充実を図ることが重要である。

▼データ連携により把握した子ども等に対する支援（7章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の状況を適切に把握し必要な支援につなぐためには、対象家庭との相談しやすい関係づくりが重要である。一方、これまでに接点のない家庭へのアプローチとなる可能性が高いことから、ノウハウの共有など、マニュアル整理などにより適切な手法等の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場職員との協議等により、実際の支援現場の運用等を踏まえ、円滑なアプローチ方法等を整理することが重要である。また、アプローチにあたっては、対象家庭と接点を有する機関と連携する、他事業における面談の機会を活用する等、柔軟に行うことが重要である。

▼困難の種類との関連性が推測されるデータ項目の抽出（8章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 分析結果では、顕在化している要因等として支援対象者との類似性は見られたが、それらが必ずしも潜在化の可能性とは一致するものではない場合があることに留意が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 客観的な分析結果による視点に加え、現場職員の知見や経験等も踏まえたうえで、プッシュ型支援の対象者等について検討することが重要である。

▼こどもデータ連携の取組効果の分析（8章より）

<p>（実施方針・実施方法、ないしプロジェクト管理の観点からの）示唆、気づき、反省事項</p>	<p>左記を踏まえ、次年度以降に取り組む際の留意事項、全国地方公共団体へのメッセージ</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業は、現に支援が必要なこどもの早期把握・支援だけでなく、早期アプローチによる予防的支援の役割も果たすと考えられるが、その効果や指標等については検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● アプローチ結果をはじめとする効果検証等には、現場職員等とも協議を行いながら丁寧に検討を行うことが重要である。